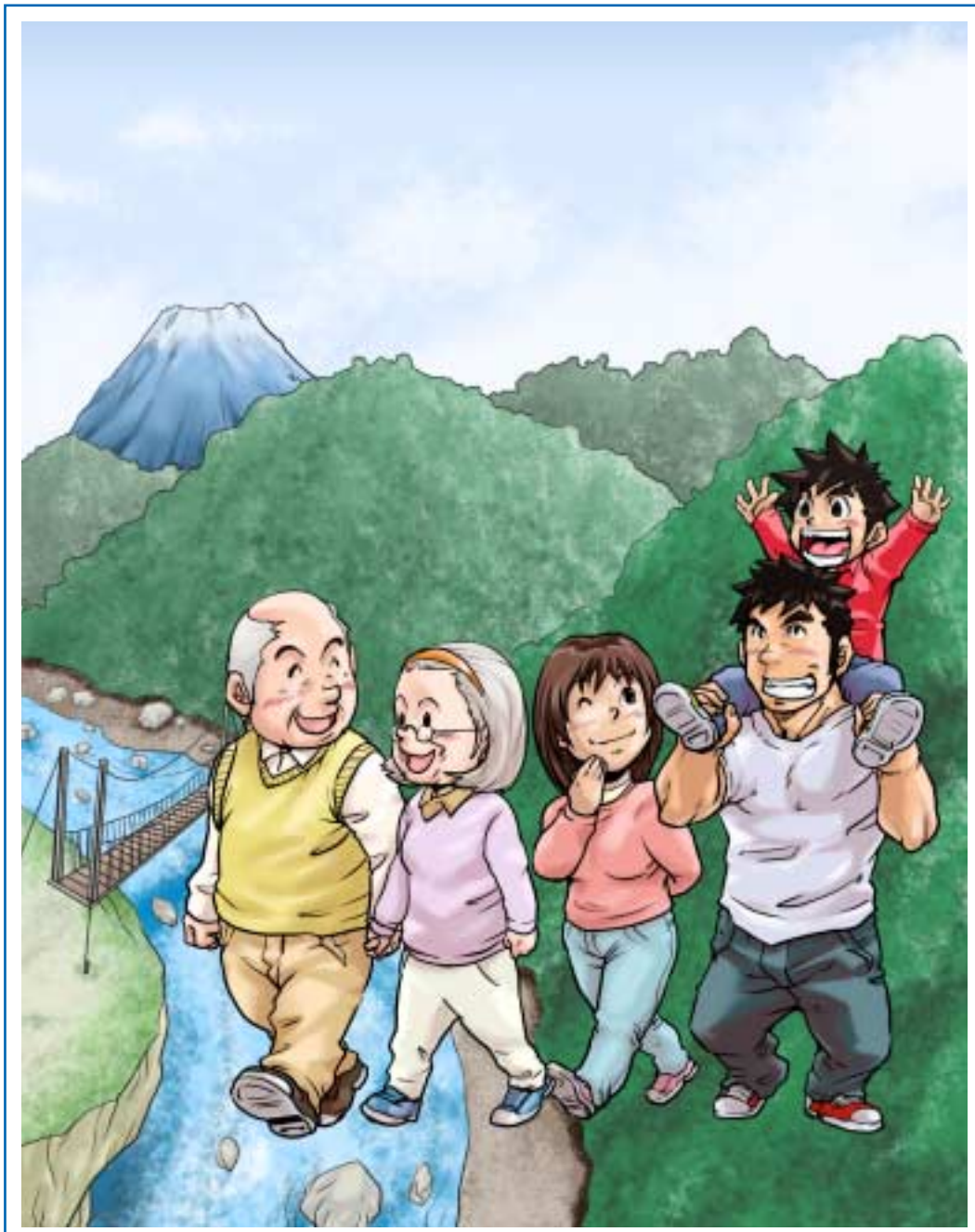


日本一の水源の郷をめざして

～輝く自然と豊かな心を育む～





昭和41年4月制定

道志の「ど」を図案化したもので、下の方の丸い部分は、村が平和の内に団結することを願い、さらに上は翼を表現し、将来の発展と飛躍を象徴しています。

将来像

日本一の水源の郷をめざして

～輝く自然と豊かな心を育む～



空から見た道志村と富士山

道志村民憲章（昭和60年6月制定）

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。

この地に生きること誇りをもち、

平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは、

- 一、自然を愛し平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

村の花 / 山ユリ（昭和43年制定）



村の木 / 杉（昭和43年制定）





道志村長 大田昌博

日本一の水源の郷をめざして ～輝く自然と豊かな心を育む～

道志村は明治22年の村制施行以来118年に及ぶ長い歴史の中で、豊かな自然環境を守り、それぞれの時代背景に対応し、先人たちの英知と努力によりさまざまな施策を積極的に進め、着実にその成果を上げてまいりました。

今、私たちは21世紀という新しい時代を迎え、先人から受け継いだ「この地」をより豊かな地域として未来に繋ぐため、地域自治の新たな発展に向けた「村のかたち」を構築する取り組みが必要であります。しかし、国や地方の財政状況の悪化により、本村を取り巻く昨今の社会経済情勢は依然として不透明であり、厳しい財政状況下において少子高齢化、高度情報化、地球規模の環境問題、防災、保健・医療・福祉の充実、地方分権の推進など、様々な課題にも的確に対応していかなければなりません。

このような厳しい状況の中で、時代の大きな変化を認識しつつ「住民との協働」による地方の自律を推進するとともに、新しい村づくりを進めていくため将来を展望した道志村総合計画を策定いたしました。

本計画は、平成18年度(2006年度)を初年度として、平成27年度(2015年度)を目標年次とする10ヵ年計画で、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、村政経営における最上位の計画であり、道志村の魅力を高め、住み良い地域づくりと美しいむらづくりを進めていくための道しるべとするものであり、目指す村づくりの将来像「日本一の水源の郷をめざして」を実現するための具体的な施策を明らかにしたものです。

本計画の策定にあたっては、村議会、総合計画審議会委員の皆様のご協力により、貴重なご提言を賜りました。また、いきいきふれあいトークとして開催いたしました地域懇談会や、みんなの知恵で村づくり村民アンケートなど、さまざまな村民参画の機会を設け、広範な村民の皆様の声を計画に反映いたしました。また、初めての試みとして、各施策に達成すべき「施策の目標と成果指標」を設定するなど、手づくりによる計画策定を行ってまいりました。

私は、新しいむらづくりにあたり、村民の皆様が「道志村に住んでよかった」と思っただけのよう、この計画に掲げた将来像の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力とご協力を賜りました皆様にご心からお礼申し上げますとともに、尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成18年12月

第一編 序 論	7
第一章 総合計画とは	8
第1節 むらづくりの経過と総合計画の趣旨	8
第2節 村民の考え方に基づいたむらの方向付け	8
第二章 計画の構成	9
第1節 計画の構成と期間	9
第2節 部門計画との関係	10
第3節 予算編成や組織・人事との連動	10
第三章 今をとらえる	11
第1節 私たちを取り巻く環境	11
第2節 村内の状況	13
第四章 私たちの村の特長と課題	29
第1節 道志村の特長	29
第2節 道志村の課題	31
第二編 基本構想	35
第一章 私たちがめざすむら	36
第1節 むらづくりの基本理念	36
第2節 将来像	37
第3節 将来指標	38
第4節 土地利用の方針	43
第二章 むらづくりの基本方針（施策体系）	44

第三編 基本計画	49
基本計画の構成と特徴	50
政策 美しい環境のむらづくり	52
施策1 水源の保全	52
施策2 四季豊かな環境づくり	54
政策 安全なむらづくり	56
施策1 防災施設の整備や防災体制の充実	56
施策2 交通安全・防犯対策の推進	58
政策 新たな産業基盤のあるむらづくり	60
施策1 農地の保全・農業の振興	60
施策2 森林の公益的機能の活用	62
施策3 交流人口の増加による観光の振興	64
施策4 定住人口の増加による活性化	66
施策5 商工業の振興	68
政策 交流基盤の整ったむらづくり	70
施策1 道路網の整備	70
施策2 公共交通の整備	72
施策3 情報ネットワークの整備	74
施策4 既存施設の有効活用	76

政策Ⅴ	ぬくもりある安心なむらづくり	78
施策1	高齢者福祉の充実	78
施策2	子育て環境の充実	80
施策3	障害者福祉の充実	82
施策4	地域医療の充実	84
政策Ⅵ	豊かな心と文化を育てるむらづくり	86
施策1	明日を担う人材育成	86
施策2	誰もが学べる生涯学習	88
施策3	歴史と文化の郷づくり	90
政策Ⅶ	自立と協働のむらづくり	92
施策1	行政改革の推進	92
施策2	協働のむらづくりの推進	99
附属資料		97



第一編

Doshi -Village

道志村総合計画

序 論

2006 ~ 2015 Introduction

● 第一編 序 論 ●

第一章

総合計画とは

第1節 むらづくりの経過と総合計画の趣旨

道志村では、平成8年度(1996年度)にその後の10年間の村のありかたを方向付ける「道志村総合計画」を策定し、『人と自然が輝く里』の将来像に向けて、生活環境の整備や産業基盤の強化など、村民のみなさんの生活と地域経済の安定に向けてむらづくりを推進してきました。

この間、私たちを取り巻く環境は、長引く不況による経済の悪化、少子高齢化による年齢構成の変化、情報化の目覚ましい進歩など、今までに経験したことのない、新たな局面をいくつも迎えました。今、時代は一つの大きな転換期を迎えています。

こうした中で、今回私たちのむらづくりの方向性として、新たな総合計画を策定いたします。より良いむらづくりのためには、その望ましい地域の将来の姿や、めざすべき目標を設定し、これを実現するために地域の経営を進めていくことが重要です。この実現に向けては、行政だけがその役割を担うのではなく、地域に住むみなさんと行政が対等な協力関係を築く「協働¹」という考え方を持って進めていくことが大切です。

この総合計画は、道志村の魅力を高め、住み良い地域づくりを進めていくための道しるべとなるものです。

第2節 村民の考え方に基づいたむらの方向付け

今回の計画を作成するにあたり、村内10カ所において、村長をはじめ、村の職員とみなさんの意見交流会である「いきいきふれあいトーク」を開催しました。直接みなさんの村に対しての考え方をうかがい、それをこれからの行政運営やこの計画に反映させることが、理想のむらづくり実現への第一歩となります。また、このほか全村民を対象とした「村民アンケート」もあわせて行い、きめ細かくみなさんの貴重な意見や提言をいただきました。



1. 協働とは

「協」力して「働」くという意味で、企画から実行まで、それぞれの役割分担をしながら1つの目的達成を図ることを指します。今まで言われていた「参加」「参画」は、参加・参画するための場所や機会などをまず提供する主体(行政)があり、上下関係であるのに対し、協働とはまったく対等の関係を意味します。受け持つ部分の大小はあっても、どの部分ひとつが欠けても、それは成り立たない、あるいは不十分なものとなります。

第二章 計画の構成

第1節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されており、それぞれの内容および期間は次のとおりです。

基本構想

「基本構想」とは、会社などを経営する時と同じように、「村を経営する」という考え方にに基づき、みなさんが豊かで快適に暮らすことのできる「将来の道志村の姿（めざすべき将来像）」を設定します。また、みなさんとの「いきいきふれあいトーク」や「住民アンケート」によって明らかになった村の課題を解決しながら、将来像を実現するための「方向性」や「やるべき事柄」を定めます。

計画期間は、平成18年度(2006年度)を初年度とし、平成27年度(2015年度)を目標年次とする10年間とします。

基本計画

「基本計画」は、基本構想に示された「将来の道志村の姿」を実現させるための「方向性」、「やるべき事柄」の2つを「政策」や「施策」といったくりに具体的に表すものです。また、その目標や達成状況を村民のみなさんと分かち合うため、「成果指標」というものを示します。これは、政策や施策ごとに現在の状況と10年後の目標を示し、これを毎年チェックすることにより、進められている政策や施策が今の時点でどれほどの成果を上げているのか一目でわかるよう数字で示すものです。

計画期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、期間を前期と後期に分け、前期の目標年次を平成22年度(2010年度)、後期の目標年次を平成27年度(2015年度)とします。

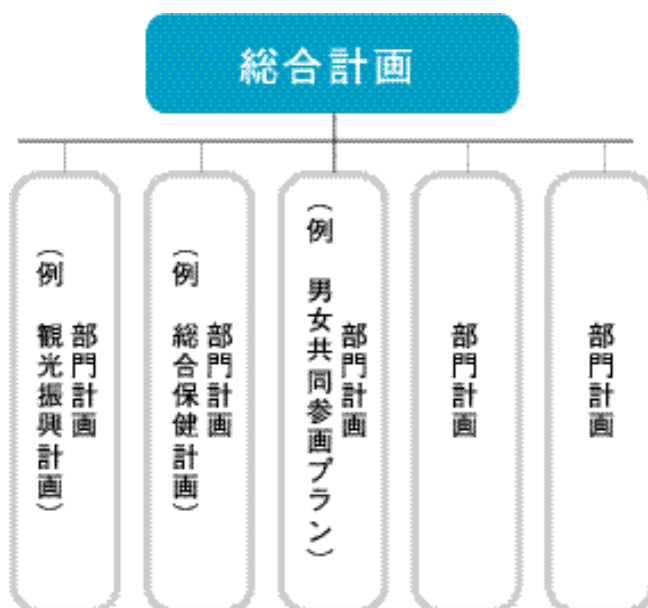
実施計画

「実施計画」は、基本構想と基本計画に示された方向や事業に基づき、今後実際に推進していく事業内容を定めるもので、毎年度の予算編成の基礎となるものであります。

実施計画に示された事業は、道志村にとって早急に成果を出さなければならないものであることから、3年を計画期間とし、これを上記の「成果指標」などと照らし合わせながら毎年度見直す計画とします。

第2節 部門計画との関係

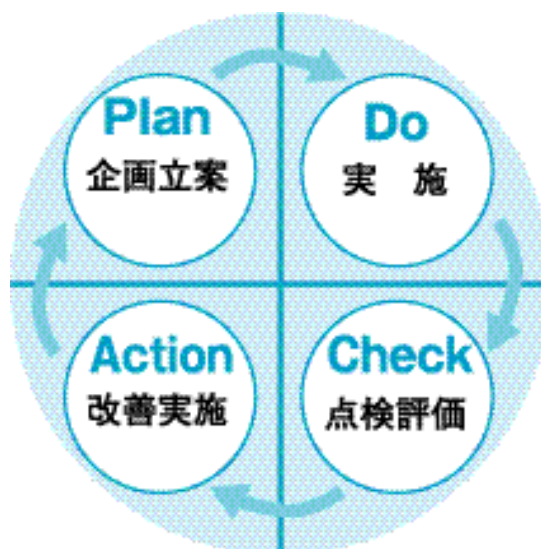
総合計画は、道志村が策定するあらゆる計画の一番上に位置付けられる計画です。今後、村がさまざまな部門の計画を策定する際には、総合計画を基に、各部門計画の方向付けを行います。



第3節 予算編成や組織・人事との連動

総合計画を実施するためには、予算付けし、事業化することが必要です。事業をしている途中で、または事業が終わった後に、目標を達成できたかどうか、できなかった場合にはその原因は何かということを点検し、この点検評価をもとに翌年度までに改善をしていくことが必要です。その目標や達成状況は「成果指標」により、誰にでも分かる数値で示します。

計画を立て(Plan・プラン)、予算付けをして事業を実施(Do・ドゥー)、事業の効果などを点検・評価(Check・チェック)、悪い点等を改善(Action・アクション)することを繰り返し行っていく。これら一連の動きは、それぞれの頭文字を取り、「PDCAサイクル」といいます。



第三章

今をとらえる

第1節 私たちを取り巻く環境

私たちの暮らしを取り巻く環境は、潮の流れのような大きなうねりの中であって、少子・高齢社会の進展、高度情報化などの大きな波が押し寄せてきています。

私たちの村もまた、こうした時代の流れをしっかりと認識し、対応していく必要があります。

急速な少子・高齢社会の進展

平成17年12月分の厚生労働省人口動態統計速報によると、我が国は生まれる子どもの数よりも死亡する方の数が上回り、出生数から死亡数を引いた「自然増加数」が初めて年ベースでマイナスになり、予測より2年早く「人口減少時代」に突入しました。このまま人口減少が進むと、次代を担う労働力である若い世代が減少し、将来的な経済成長への影響が心配されます。

一方、医療技術の進歩や生活環境の向上により、平均寿命は飛躍的に延びています。この結果、平成26年(2014年)には4人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されており、わが国は世界でも例を見ない超高齢社会を迎えることが予想されています(国立社会保障・人口問題研究所推計)。急速に進む高齢社会では、若い世代の負担増や高齢者への行政サービスの増大が予測されます。

これらの問題は福祉・労働をはじめとした生活の様々な分野に大きく影響を与えると考えられ、早急な対策を迫られているといえます。

高度情報化の波

近年、「高度情報化」という新たな時代の波が到来しました。これは、情報通信技術の目覚ましい進歩によって、地球的規模での時間や距離の制約が無くなり、誰もがいつでも情報を受信でき、情報を発信できる環境が整うことを意味します。こうした情報通信技術を代表するインターネットの普及により、産業面においては、業務の効率化・高度化が進むとともに、生活においても、利便性や快適性は一層向上するものと見込まれています。また、これらを活用し、同じ趣味や考え方を持つ人々が地域、国を越えてつながりを持ち、新たな形態の企業やグループを形成し、経済・文化活動を展開していく可能性も期待されます。

このように、高度情報化の進展は、私たちの生活のありようを大きく変えるものと思われませんが、その一方で、コンピュータ犯罪や、匿名性の高さを利用したプライバシーの侵害などの問題も増えるものと考えられ、こうした課題の解決を図りながら、積極的に地域の高度情報化を推進していく必要があります。

環境問題への対応

現在、地球規模の温暖化、大気・海洋汚染などの環境悪化が問題とされ、これらを原因とした高温、大雨、干ばつなど、今までにない異常気象が世界各地で頻りに観測される事態となっています。

また、現在は身近な生活面や産業面においても大量生産、大量消費、大量廃棄が習慣となりつつあり、こうした活動が環境のさらなる悪化を引き起こしているともいえます。限りある資源と美しい自然を後世に末永く引き継いでいくためにも、これからは社会活動全般を見直し、私たち一人ひとりが環境へのかかわりやその影響を深く理解し、地域から行動していくことが必要です。このためには、廃棄物再資源化への取り組みや、ゴミ分別の徹底などによる廃棄物減量化への取り組み、汚染物質を発生させない水力、風力などのクリーンエネルギーの積極的な活用など、行政と住民の連携による環境負荷低減への取り組み強化が求められています。

新たな行政のあり方

戦後我が国は急速に発展し、世界でも1、2を争う経済大国となりましたが、近年の経済状況の変化により、旧来の行政のあり方では、地域への行政サービスを維持し続けることが困難な状況となりつつあります。これからは本来の地方自治や住民の自主性、主体性を尊重し、行政と住民の協力関係において地域を自治・運営する新たな行政機構への移行が求められています。

また、複雑化する地域の問題を解決していくためには、隣接する地域や自治体が、協力・協調していくことも必要です。現在は、特定の業務を中心に広域行政組合等で連携が図られていますが、今後は地方分権の推進などに伴い、広域的に取り組むべき事務がさらに増大することが予想されます。

また、これに関連して市町村合併が強く推し進められており、全国の市町村数は平成11年3月31日現在の3,232自治体から、平成18年3月31日現在には1,822自治体となりました。こうした状況を踏まえながらも、市町村合併は地方自治の根幹に関わる重要な問題であるため、様々な角度から総合的に検討していく必要があります。



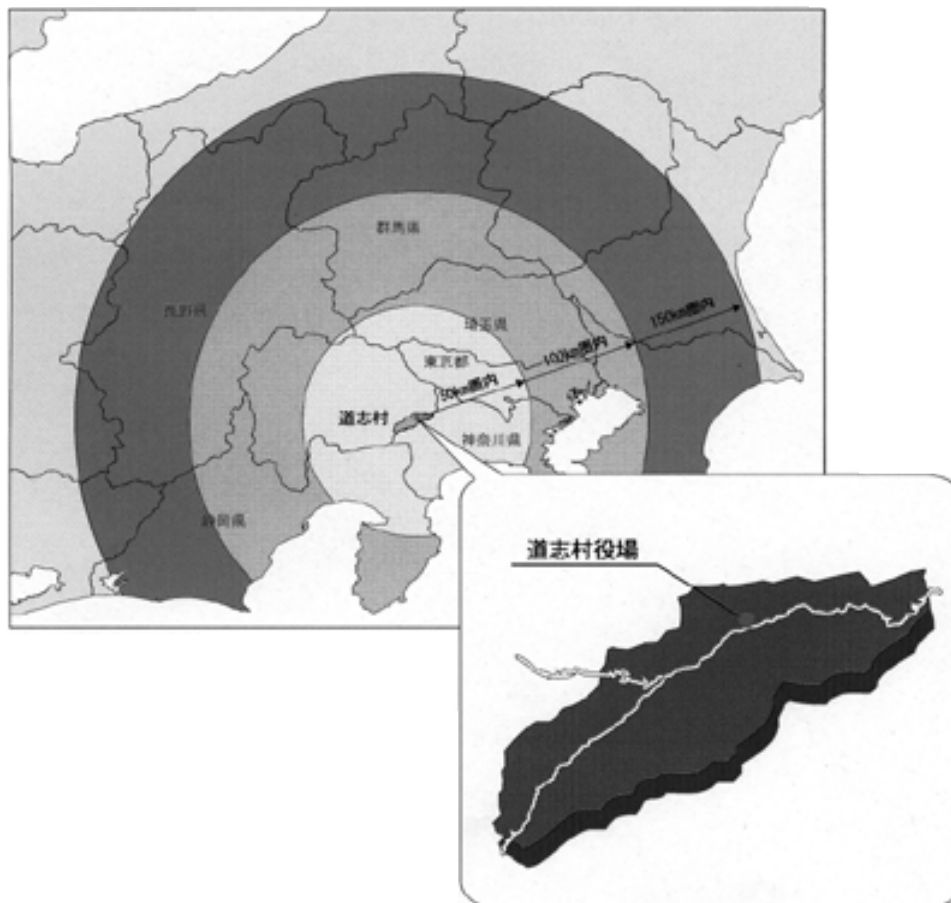
第2節 村内の状況

前記のような環境変化の中で、私たちの住む道志村の姿が今どのようなになっているかを把握することも、今後のむらづくりを考える上で非常に重要です。

村の位置・面積・気象

村の位置

道志村は山梨県の東南端、神奈川県との県境に位置し、北は御正体山を始めとした山々を隔てて都留市、上野原市と、西は山伏峠を画して山中湖村と、南は大室山を境として神奈川県山北町と、東は神奈川県相模原市と隣接しています。また、道志村から50km圏内には山梨県の中央部や東京都杉並区付近までが含まれ、100km圏内には東京都、埼玉県、神奈川県の全体が含まれます。150km圏内には、関東地方のほぼすべてと長野県、静岡県のほぼ全ての区域が含まれ、この圏域内の人口は3,500万人を超えています。



村の面積

道志村の面積は79.57km²で、山梨県全体の1.8%を占めています。また、総面積に対する可住地面積²の割合を見ると、6.4%となり県内で第25位、可住地面積1km²あたりの人口密度は402.2人となり、県内第21位となっており、平野が少ない山あいの地域ですが、人口は散在していることがわかります。

地区名	面積 (km ²)	構成比 (%)
山梨県 (道志村除く)	4,385.80	98.2%
道志村	79.57	1.8%
山梨県全域	4,465.37	100.0%

出典：平成17年全国都道府県市区町村別面積調

順位	市町村名	可住地面積の割合 %
1	昭和田	100.0
2	中央市	82.6
3	身延町	82.6
4	甲斐市	56.2
5	忍野村	46.2
24	南部町	12.1
25	道志村	6.4
26	小菅村	6.4
27	早川町	4.2
28	丹波山村	2.8

順位	市町村名	可住地面積 1 km ² あたり人数 (人)
1	甲府市	2660.7
2	甲斐市	1832.3
21	道志村	402.2
22	山中湖村	346.7
23	北杜市	335.6
24	小菅村	303.9
25	身延町	278.8
26	丹波山村	277.6
27	鵜沢村	247.9
28	早川町	99.7

出典：平成17年全国都道府県市区町村別面積調、平成17年国勢調査、平成15年度山梨県林業統計書

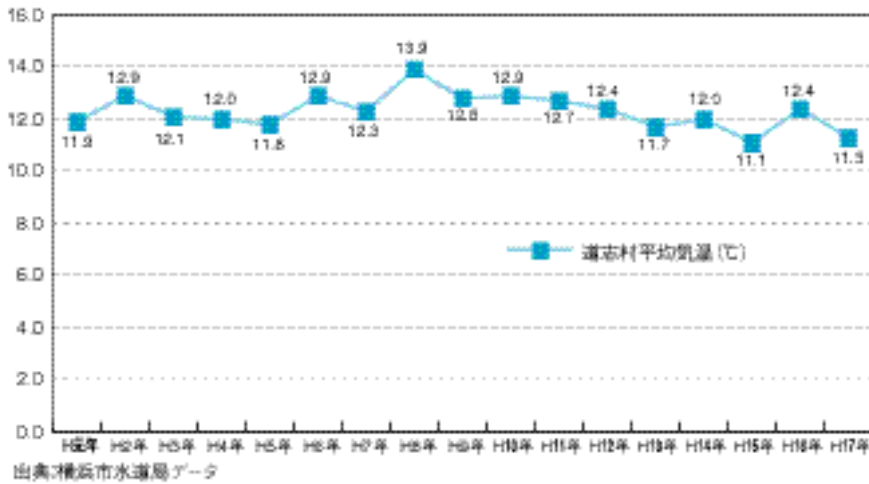
2.可住地面積

総面積から林野面積、主要湖沼面積を差し引いた「人が住み得る土地」のことを言います。

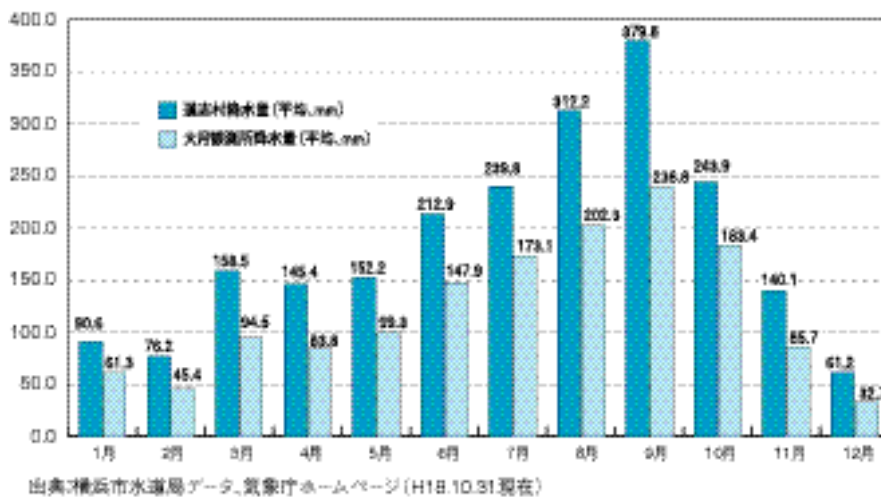
気 候

本村の平成元年からの17年間の気温と降水量の推移を見ると、最高平均気温は33.8度、最低平均気温が - 11.0度であり、年間平均気温は12.3度となっており、年間を通して涼しく、過ごしやすい気候となっています。また、年間降水量の平均は2,213mmと他の地域に比べて多く、同じ山梨県東部地域に位置する大月観測所の数値と比較しても降水量は年間を通して上回っており、こうした気温、降雨量ともに恵まれた気候が「道志村のおいしい水」を育てているといえます。

年間平均気温



月別年間降水量



歴史とあゆみ

村誌「道志七里」によると、村内では縄文草創期から晩期までの土器片、やじりなどが多数出土しており、昭和初期には岩瀬地区において水田から弥生時代の環状列石と見られる遺構が発見されたと記述されています。このことから、道志村は古くから人々が生活していた場所であることをうかがい知ることができます。

また、「道志」の村名は平安時代頃に定まったと言われ、その起源には諸説ありますが、「甲斐国志」によると、「道志」と呼ばれる検非違使^{けびいし}の領地であったことによるとされています。

平安から中世にかけて、道志村を含む地域は郡内と呼ばれるようになります。郡内を治める小山田氏は、国中を治める武田氏との関係を深め、甲斐国の統治を共に行いました。

江戸時代には郡内地方は秋元氏3代の約70年にわたって治められます。秋元氏は寛文年間に家中の内職として織物を奨励し、これが郡内全域に広がり郡内の主力産業となります。

宝永元年(1704) 郡内は秋元氏の川越転封を機に幕府の直轄地である、いわゆる天領となりました。この頃になると郡内で織られていた絹織物は「郡内絹」として江戸で大変な評判となり、本村を含めた郡内地域はその原料としての養蚕と絹織物がさかんな地域となりました。

明治維新を過ぎ、明治5年(1872)1月の区制実施により道志村は都留郡第3区に属し、同9年(1876)10月山梨県32区に改編、そして明治22年(1889)7月、町村制実施に伴って村制が施行されました。明治30年(1897) 道志村の豊かな森林に育まれたその水質は極めて良好であるということにより、横浜市が上水道の取水口をそれまでの相模川から道志川の流路へ移しました。横浜市は大正5年に村内の恩賜県有林を買収するなどして、水源涵養林として今もなお管理を続けています。

昭和28年(1953)には民俗学者の伊藤堅吉氏が中心となって村誌「道志七里」が編さんされました。この「道志七里」には日本民俗学の樹立者とも言われる柳田國男氏が序を寄せており、「道志八蕭条タル一^{しょうじょう}村二過ギズト^{いえどもそのせい}雖其生意ノ豊ナルコト^{すこぶ}頗ル予想ノ外ニ在リ」と村人の活力を讃えています。また、「道志七里」は山梨県内で最初に編さんされた市町村誌であり、「数ある市町村誌史の中で、歴史と民俗を巧みにマッチさせた名編」と評価されています。

昭和40年代から観光施設の整備や民宿村の導入を始め、釣り客や登山客を対象とした宿泊施設が増加しました。近年は、「道志水源の森」や、県内自治体温泉のさきがけともいえる「道志の湯」、県内有数の来客数を誇る「道の駅」の整備などを積極的に行い、多くの観光客が訪れています。

また、平成11年頃から全国で市町村合併の動きが活発となり、道志村も平成16年3月18日、隣接する都留市との任意合併協議会を設置し、その方向性を検討しましたが、同年10月に行われた住民アンケートの結果を受け、法定合併協議会の設置を見送り、単独存続の道を選択しました。

また、同年6月22日、明治30年に横浜市が道志川の水を上水道に用いたことを契機とした「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」ならびに「横浜市民ふるさと村に関する覚書」が締結されました。

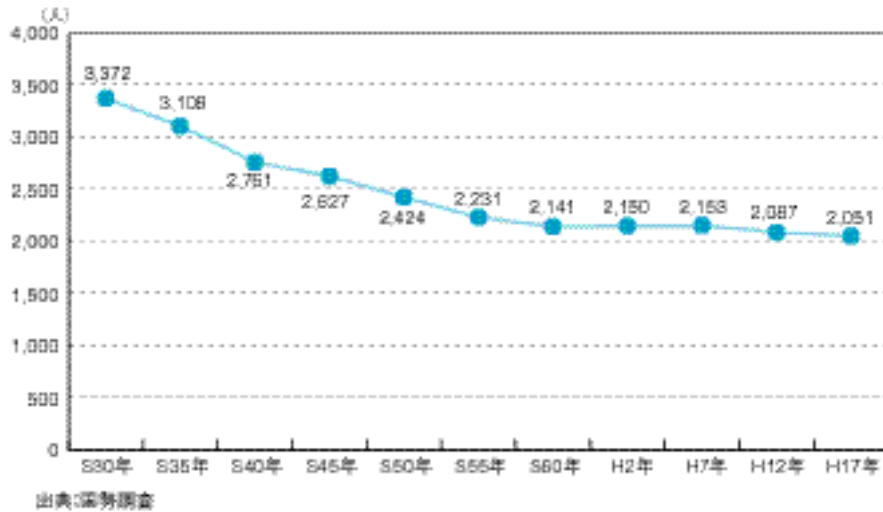
3. 検非違使

平安初期に設置された官職のひとつ。当初は京都における警察業務や裁判などを行い、平安後期には諸国にも置かれるようになりました。この検非違使の中の大志(だいさかん)・少志(しょうさかん)という役職は、原則的に明法道(法律学)の家筋の者が就くとされ、これを当時は「道志(みちのさかん)」と呼びました。

人 口

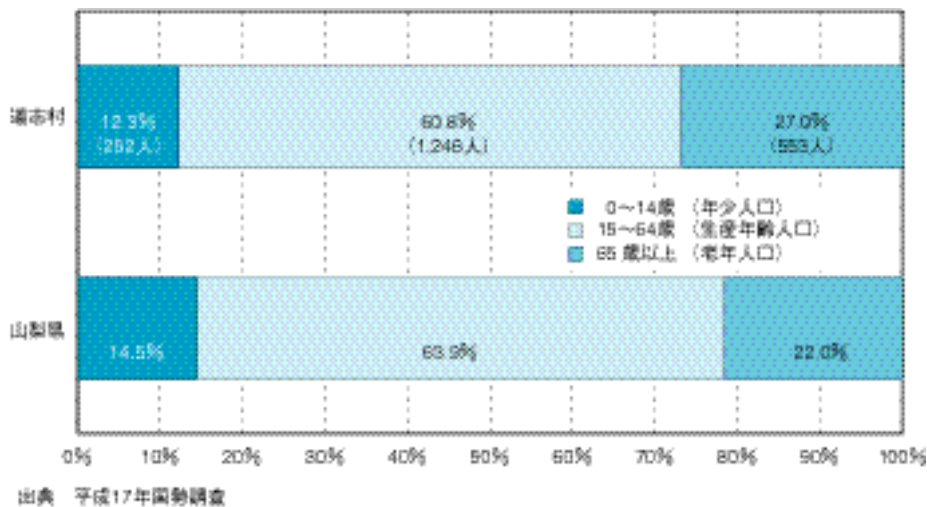
人口推移

道志村の人口は、戦後の昭和22年には3,235人、昭和30年には3,372人でしたが、その後昭和60年までは大きく減少傾向にありました。しかし、ここ数年は微減となっており、平成17年国勢調査によると2,051人となっています。



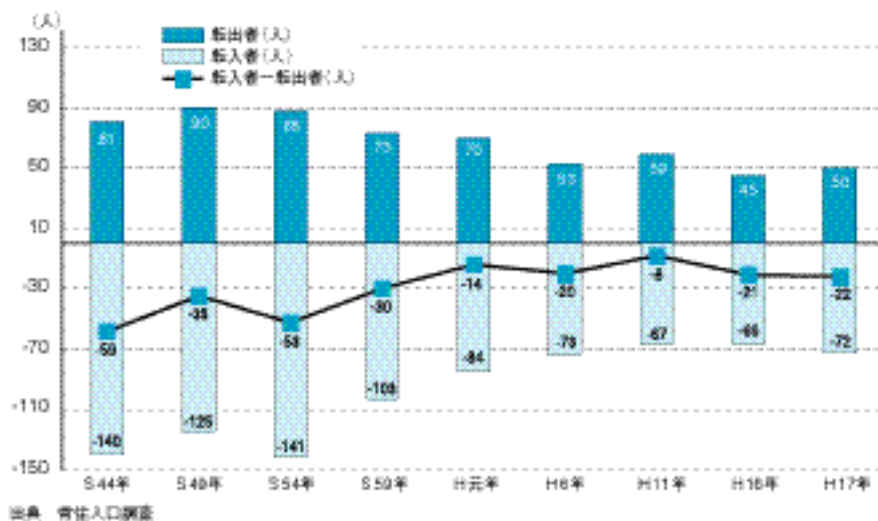
年齢3区分別年齢状況

道志村の平成17年度の年齢状況は、0歳から14歳(年少人口)が12.3%、15歳から64歳(生産年齢人口)が60.8%、65歳以上(老年人口)が27.0%となっています。道志村と山梨県の年齢3区分別人口の構成を比べてみると、高齢化率は山梨県の22.0%に対して道志村は27.0%となっており、山梨県全体の値を上回っています。



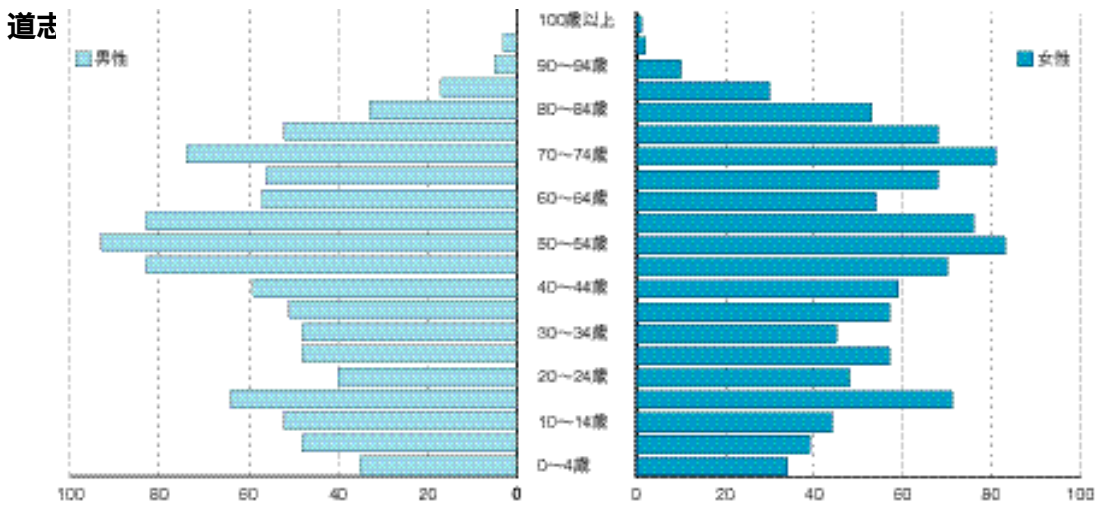
転入転出の状況

道志村内の転入転出の状況を見ると、昭和44年に比べ、最近は増減の数が落ち着いてきましたが、継続して転出超過(転出する人数のほうが多い)の状況が続いています。

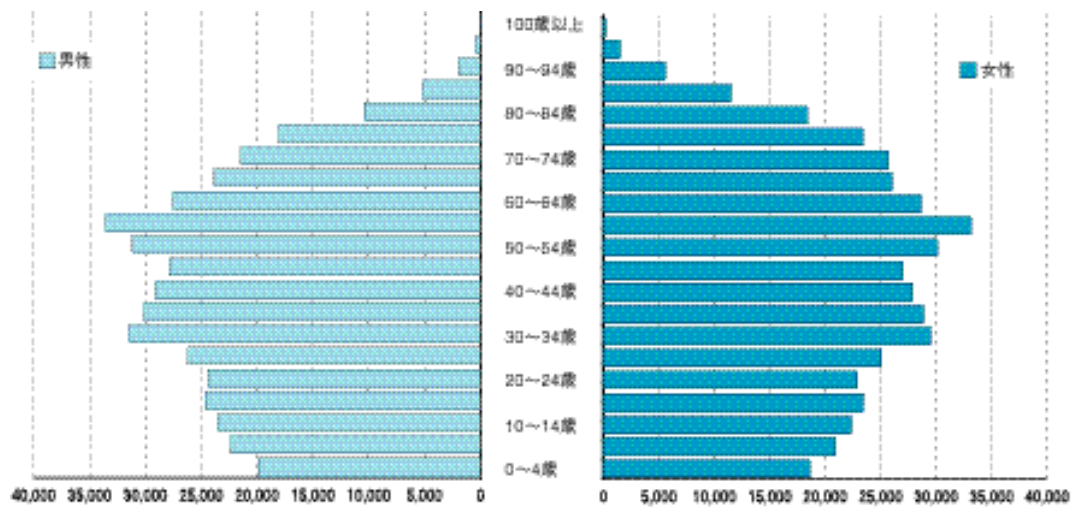


道志村人口ピラミッド

道志村の人口と山梨県の人口構成を「人口ピラミッド⁴」で比較すると、山梨県はつぼ型になっているのに対し、道志村は15～19歳、50～54歳、70～74歳の人口が多く、のこぎり歯状になっていることが分かります。



山梨県



出典 平成17年国勢調査(上下とも)

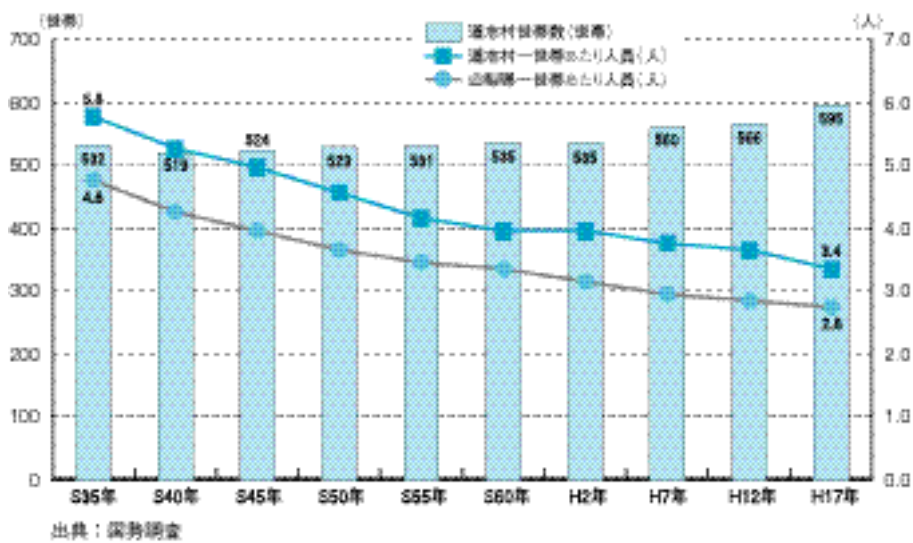
4.人口ピラミッド

国などの地域のある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図をいいます。一般に多産多死型社会ではピラミッド型(三角)になりますが、少産少死型社会では壺(つぼ)型になります。

世帯

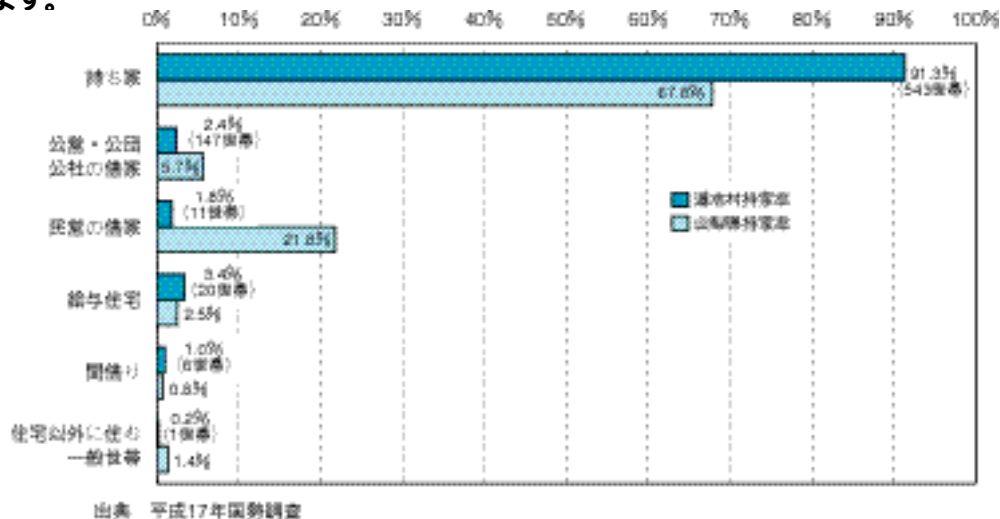
世帯の数と一世帯あたりの人員

世帯数について見てみると、年々増加の傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は昭和35年に5.8人であったのに対し、平成17年には3.4人まで減少しています。このことから、村内世帯の核家族化や、単身で生活する人々が増加しつつあることがうかがえます。



道志村持家率

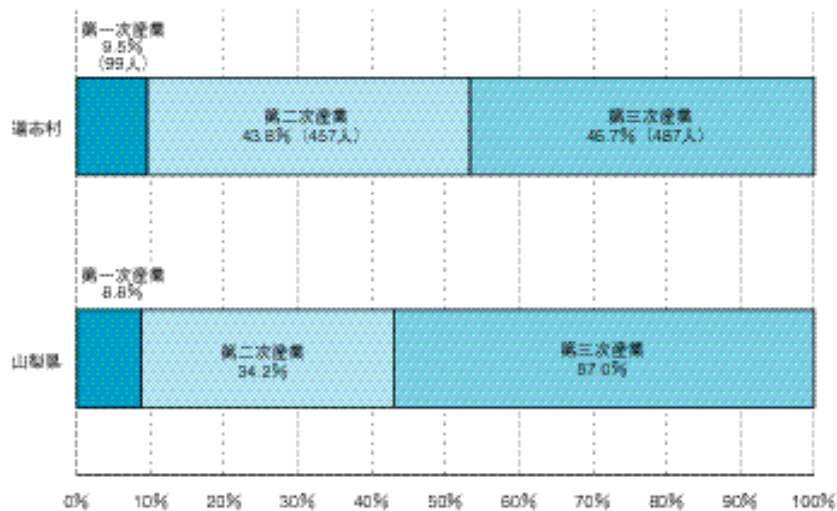
道志村の持家率は91.3%と、山梨県全体の値を上回っており、借家等に居住する世帯は県の値を大きく下回っています。このことより、他の地域に比べて地域と住民が密接にかかわりあっていることがうかがえます。



産 業

産業別就業人口構成比

平成12年国勢調査によると、道志村における産業就業人口は1,043人であり、産業別就業人口の構成比は、第一次産業9.5%、第二次産業43.8%、第三次産業46.7%で、山梨県より第一次産業、第二次産業の比率が高く、第三次産業の比率が低くなっています。



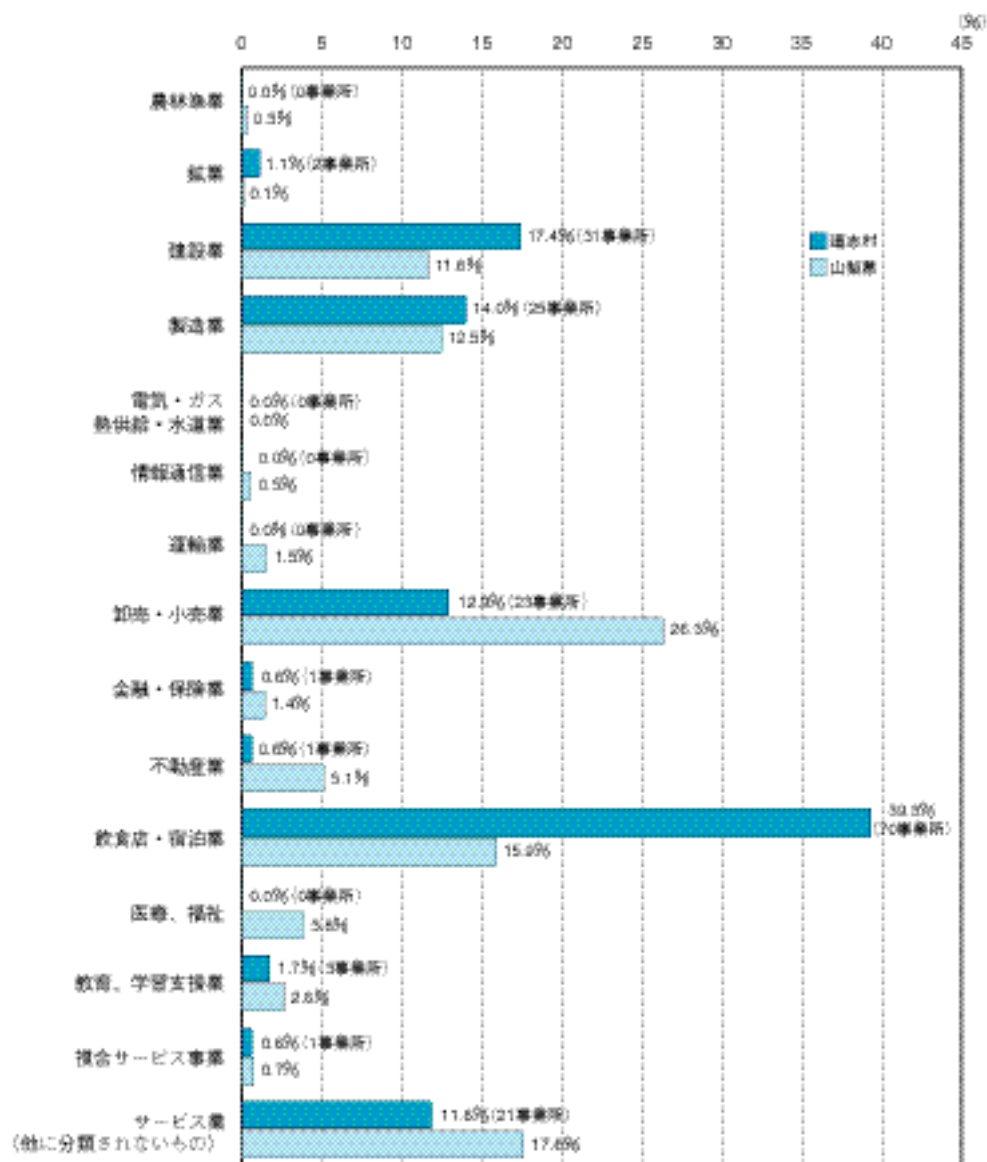
出典 平成12年国勢調査



道の駅どうし:観光客で賑わうイベント風景

山梨県、道志村事業所割合

平成16年事業所企業統計調査⁵によると道志村の事業所数は178事業所数であり、その割合を山梨県全体と比較すると、建設業と製造業、飲食店・宿泊業が県平均を上回っており、特に飲食店・宿泊業が39.3%を占め、県平均を23.4ポイント上回っています。一方で卸売・小売業が県平均の26.3%を大きく下回っており、村内に商店が少ないことを示しています。



出典 平成16年事業所企業統計調査

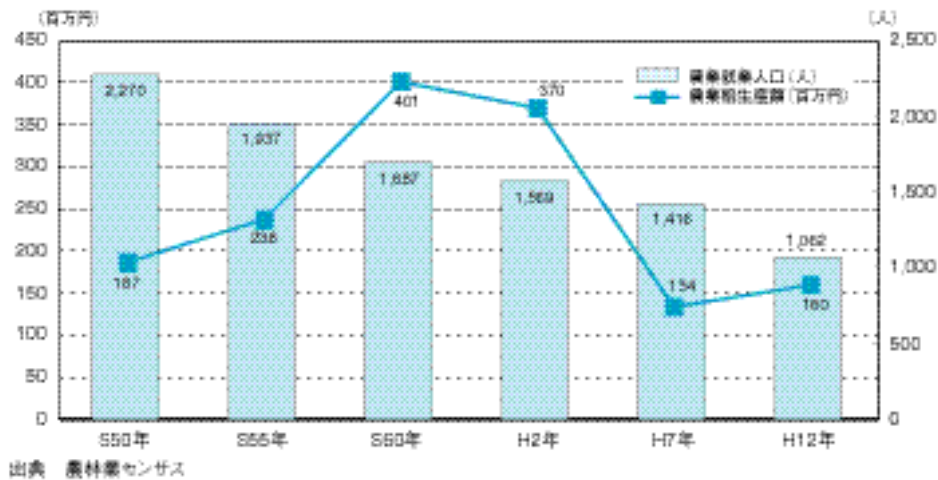
5.平成16年事業所企業統計調査

平成16年は簡易調査年となり、民間事業所についてのみの調査となっている。

農 業

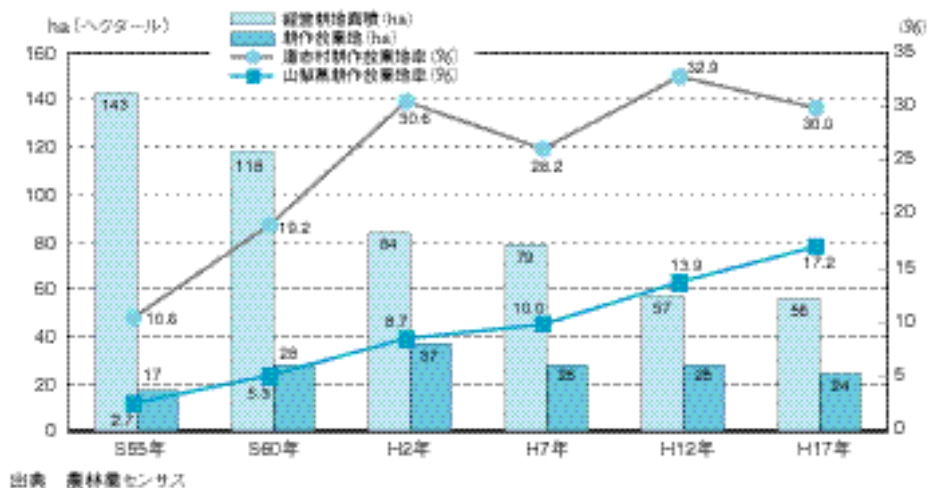
農家人口と農業粗生産額

農家人口と農業粗生産額⁶を見ると、農家人口は年々減少の傾向にあることが分かります。農業粗生産額を見ると、昭和60年までは上昇傾向にありましたが、それ以降減少しています。平成7年の大きな落ち込みは畜産業の生産額の減少に伴うものであり、平成12年の増加は平成11年の道の駅開業に伴うものと推測されます。



経営耕地面積と耕作放棄地率

経営耕地面積に占める耕作放棄地⁷の割合推移を見ると、県の値を大きく上回っており、早急な対策が求められています。



6. 農業粗生産額

農家が稲作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額のことです。

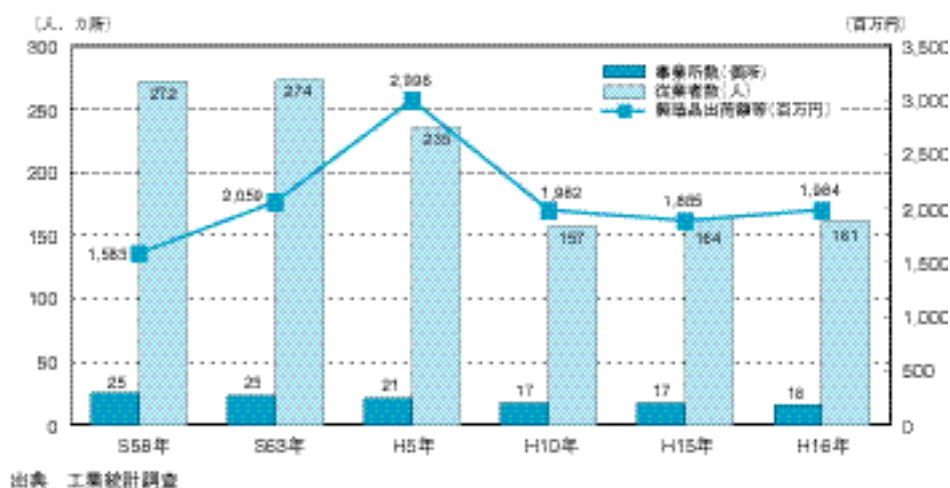
7. 耕作放棄地

以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地を言います。

工業

製造品出荷額等

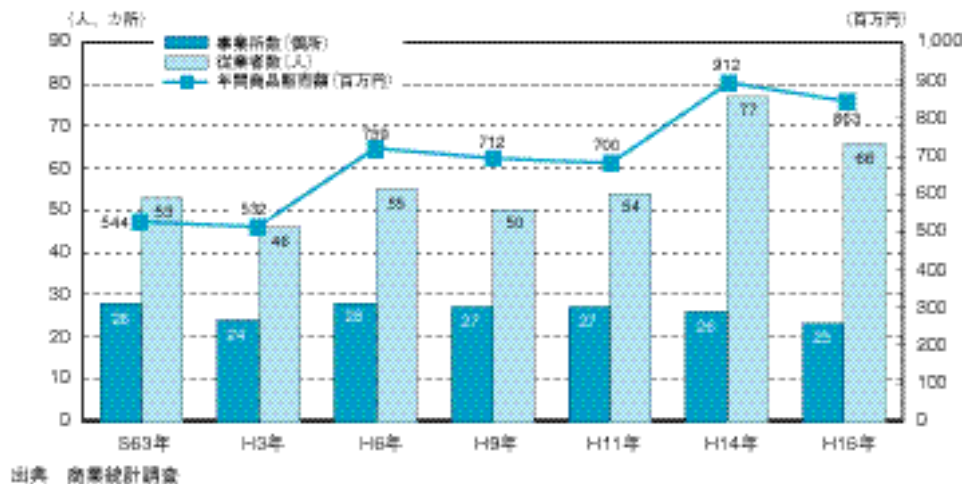
工業統計の事業所数、従業者数、製造品出荷額⁸等の推移を見ると、ともにバブル経済崩壊後の平成5年をピークに下降に転じています。



商業

年間商品販売額等

商業統計での推移を見ると、従業者数、商品販売額⁹ともに平成6年を境に下降を始めましたが、平成11年から上昇傾向にあり、平成14年には平成11年と比較し、2億1,200万円の伸びをみせています。これは、平成11年に本格稼働を始めた「道の駅どうし」開業による影響と考えられます。



8.製造品出荷額

その事業所が所有する原材料によって製造された製品の出荷額を言います。

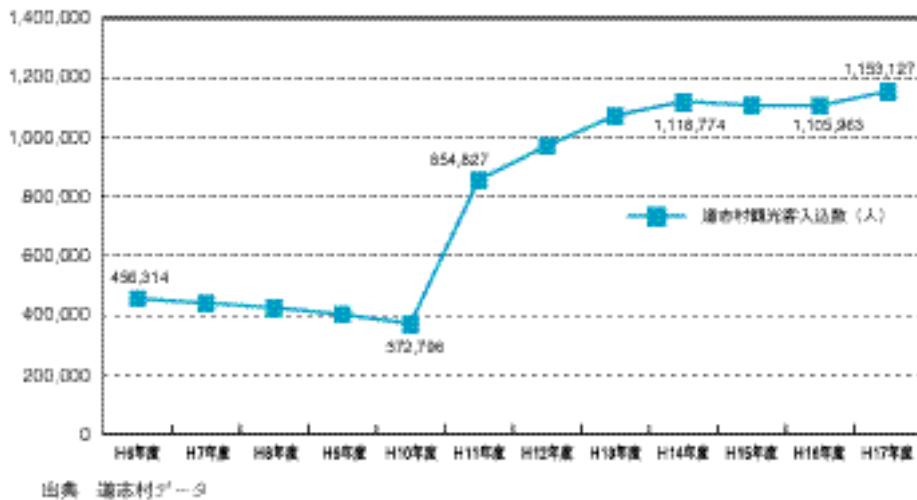
9.商品販売額

その事業所における商品の販売額を言います。

観 光

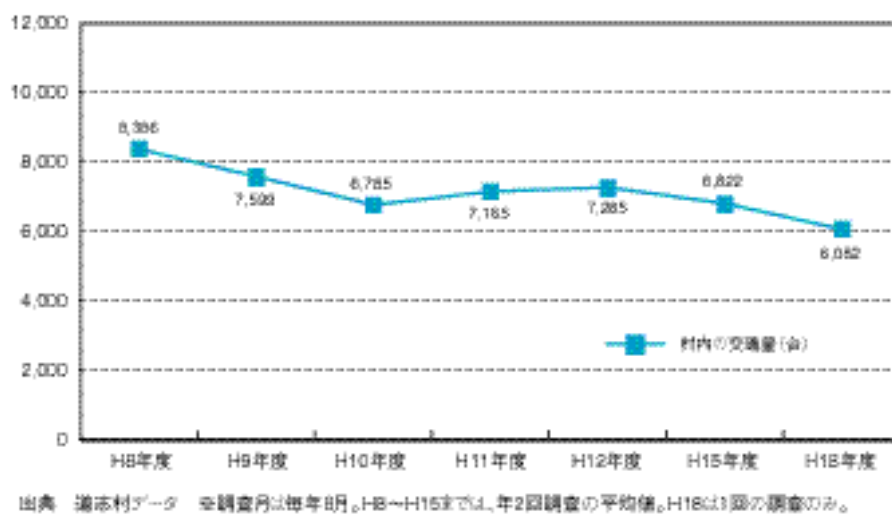
道志村観光客入込数

村内の観光客の入込数の推移を見ると、平成6年度から年々減少傾向にありましたが、平成10年度を境に急激に上昇しています。これは、平成11年の「道の駅どうし」の開業の影響によるものと考えられます。



村内車交通量

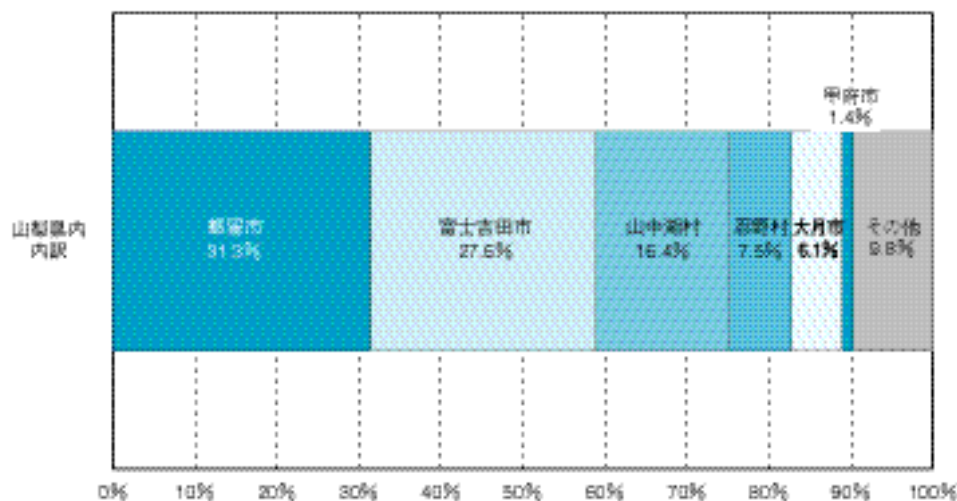
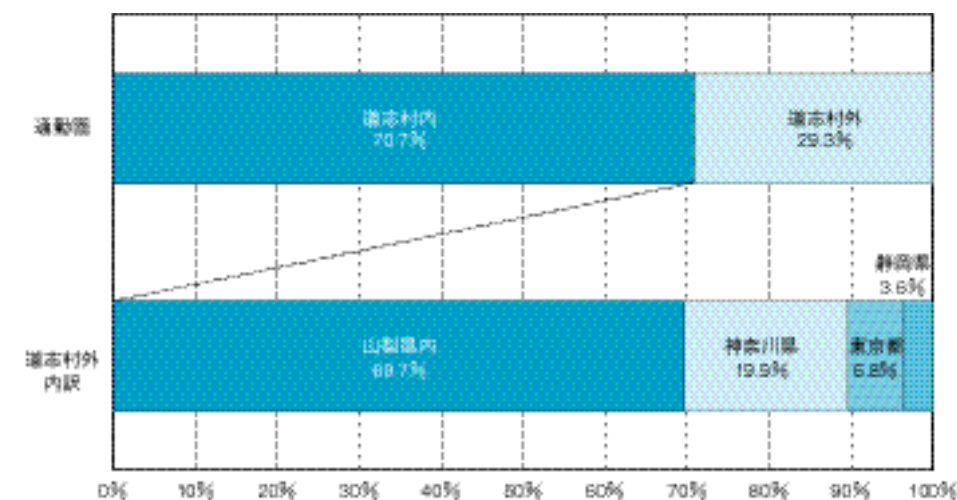
村内を走る自動車の交通量の推移を見てみると、平成8年度から減少傾向にありましたが、平成11年にオープンした「道の駅どうし」の影響もあり、平成10年度以降は横ばいに推移しています。また、車種別に見ると貨物車とバイクの通行量が増加しています。



生活

通勤圏、山梨県・神奈川県の内訳

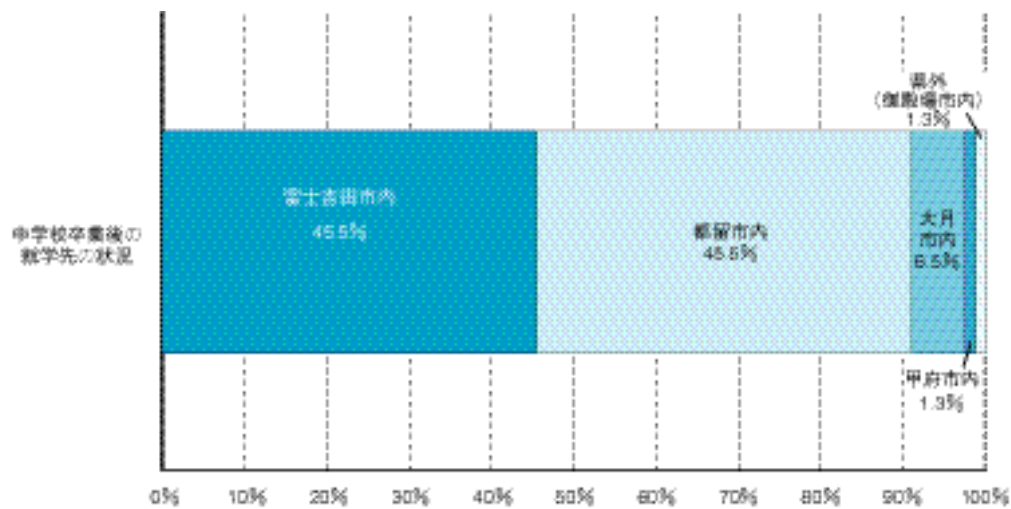
道志村の15歳以上の通勤圏を見ると、70.7%が村内、29.3%が村外で就業しています。また、村外通勤者の内訳を見ると、69.7%が山梨県内、19.9%が神奈川県となっています。山梨県内での内訳を見ると、31.3%が都留市、27.6%が富士吉田市となっており、次いで山中湖村の16.4%が続いています。



出典：平成12年実勢調査（上下とも ※籍数処理のため、合計が異なる場合があります。）

中学校卒業後の就学先の状況

道志村の中学校卒業後の就学先を、在籍している学校ごとに見ると、富士吉田市と都留市がそれぞれ45.5%ずつであり、次いで大月市が6.5%となっています。

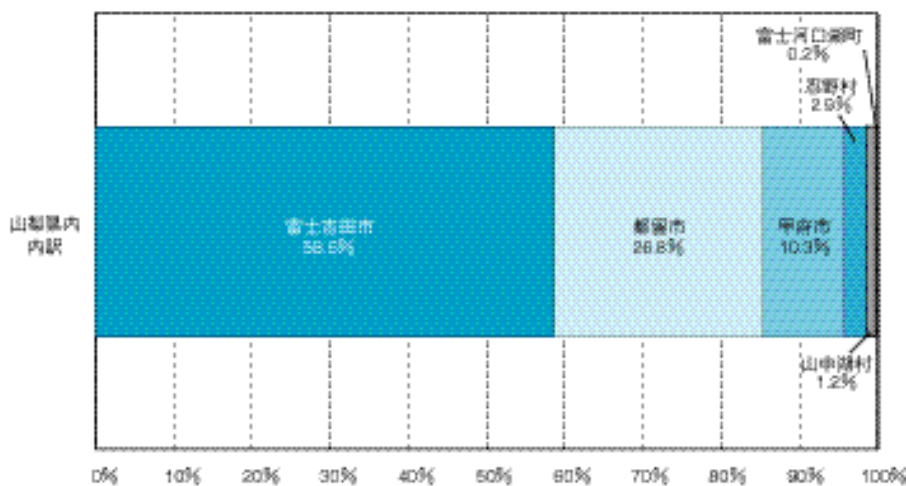
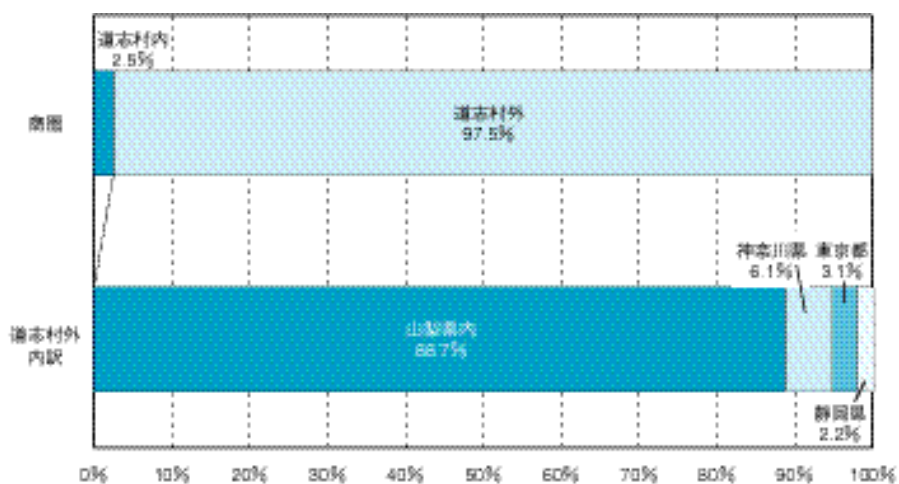


高校名		1年	2年	3年	合計
富士吉田市内	吉田高校	4	8	2	14
	富士河口湖高校	4	3	3	10
	富士北稜高校	3	0	8	11
	合計	11	11	13	35
都留市内	谷村工業高校	2	5	8	15
	桂高校	5	8	7	20
	合計	7	13	15	35
大月市内	都留高校	2	2	0	4
	やまびこ養護学校	0	1	0	1
	合計	2	3	0	5
甲府市内	東海大甲府付属高校	0	0	1	1
県外(御殿場市内)	御殿場西高校	0	0	1	1

出典：道志村データ（上下とも W/H18.4.1現在）

商圈、山梨県内の内訳

道志村の商圈(買い物圏)を見ると、村内が2.5%、村外が97.5%と、圧倒的に村外での買い物が多くなっています。その内訳としては、88.7%が県内、次いで神奈川県(6.1%)、東京都(3.1%)、静岡県(2.2%)となっています。また、県内の内訳を見ると、富士吉田市が58.6%と過半を占め、次いで都留市が26.8%となっています。



出典：平成16年度商圏実態調査（上下とも ※端数処理のため、合計が異なる場合があります。）

第四章 私たちの村の特長と課題

これまで見てきた「私たちを取り巻く環境」や「村内の状況」と、計画策定に先立って行われた「いきいきふれあいトーク」や、「村民アンケート」の内容を見ると、下記のようなことが私たちの村の特長と課題としてあげられます。

第1節 道志村の特長

清流が結ぶ友好関係

私たちの村は山々に囲まれ、村内を流れる道志川には緑豊かな森林からいくつもの支流が流れ込んでいます。これらの資源は私たちの誇りでもあり、村民アンケートにおいても自然環境に恵まれている、「水がおいしい、赤道を越えても腐らない道志の水」の2つを誇りに思うという方の割合が非常に高くなっています。また、道志川は、明治30年に神奈川県横浜市の水源として位置づけられ、今後とも両市村の友好関係が続くよう、平成16年6月22日に「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」ならびに「横浜市民ふるさと村に関する覚書」が、締結されました。こうした「住民が誇りに思う地域資源」によって他地域との連携を深めることができるということは、わが村の大きな強みと言えます。

都心とのアクセス

村の中央を走る国道413号は、私たちの重要な生活道路でもあり、都心と富士五湖とを結ぶ幹線道路でもあります。特に春から秋にかけての行楽シーズンは、都心部から富士五湖へ向かう観光客で道の駅周辺はとてにぎわい、レジャーへ向かう人々の憩いの場所となっています。いまや国道413号は、都心からの観光客にとって「中央自動車道」「東名高速道路」に並ぶ「第三の主要道路」として認識されています。また、道志村から都心へのアクセスも容易であり、相模原市の橋本駅まで自動車を利用し、電車に乗り換えれば都心まで90分という至近距離に位置しています。今後、津久井広域道路、圏央道、第2東名高速道路などの計画により、各方面へのアクセスが良くなるとともに、交流人口が増加することも予想されます。



文化人たちの高い評価

明治5年(1872)に英国の外交官として日本を訪れたアーネスト・サトウは、日本中を旅行し、その途中道志村を訪れました。このとき、大室指山から谷の反対側に見える大室指を「スイスの風景のような具合に見えた」と評しており、欧州のように美しい村の様子をその旅行記に記しています。

また、昭和28年、民俗学者・伊藤堅吉氏を中心として、村誌「道志七里」が編さんされました。この冒頭には、日本民俗学の樹立者とも言える柳田國男氏が序を寄せており、「道志八しょうじょう蕭条タル一いへども村二過そのせいいギズト雖 其生意ノ豊ナルコト頗ル予想ノ外ニ在リ」と、当時の村内の活況をいきいきと描いています。こうした文化人たちの高い評価を得られる村に住むことは私たちの誇りであり、大きな強みといえるものです。

地域資源の高い価値

村内を流れる清流やその水をはぐくむ美しい涵養林、道志村の地味噌などを使った郷土料理、特産品であるみずみずしいクレソンなど、村内の地域資源からは水、森、土といった美しい自然を連想することができます。

最近では、「スローライフ」といった言葉に代表されるように、自然志向で、癒されながら、心身共に健康で、ゆったりと生きるための生活様式が世界中で高く評価されるようになりました。私たちの村に今ある地域資源は、こうした時代において大変高い価値のあるものであり、地域外に対しての大きな誇りであるともいえます。

「ふるさと」としての共通意識

昨今、生活様式の多様化などによって都市部にはアパート・マンション等が次々と開発され、近隣住民同士のコミュニケーションの希薄化や地域への帰属意識の喪失が問題視される傾向にあります。また、こうした環境は子ども達の情緒発達にも影響を与え、人とのかわりを苦手とする子ども達が増加しているとも言われます。

一方、私たちの村は、村民アンケートによると、本村に30年以上住んでいる方は約6割に上り、居住年数が30年未満の方であってもほとんどが道志村内に自身の家を所有し、道志村を終(つい)の棲家として選んでいることがうかがえます。このように、「ふるさと」として道志村を捉える共通意識は、これからのむらづくりにおいて非常に重要な項目であり、村の強みであるといえます。共通の課題を持ち、共に考え解決していく村民のつながりは、他地域に無い宝といえます。



第2節 道志村の課題

環境の保全

「道志七里」の中央を流れる道志川の清流とそれを取り囲む美しい山々が私たちの貴重な財産であり、それは住民生活とも一体を成しています。特に道志川は、横浜市の水源として100年以上にわたり「おいしい水」を横浜市民に供給し続けてきました。

この豊かな自然を現在から未来に引き継いでいくためにも、私たちの村をめざすべき将来像である「日本一の水源の郷をめざして」に向けて、水質の保全、森林の保護・育成を図るなど環境保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

災害への備え

私たちの村は山に囲まれており、近隣の自治体へ通じる道路は3方向と限られています。これらの道路が災害等によって寸断された場合、村外との往来はもちろんのこと、物資の輸送まで絶たれてしまい、陸の孤島となる可能性も考えられます。こうした事態に備え、防災倉庫・防災設備の整備はもちろんのこと、水や食料等の備蓄や避難場所の周知徹底に力を入れる必要があります。

若者の定住にむけた産業・生活基盤の確立

私たちの村は持家率こそ高いものの、転入転出の状況を見ると転出超過の状況が続いており、継続的な定住がなかなか進んでいないことがうかがえます。これは、若い世代の方たちが就職等を迎える際、村内に就業すべき産業が少ないため、村外へ職を求めて転出していくことや、たとえ情報通信網の整備によって就業の可能性があったとしても、将来的に世帯を持った場合、生活の基礎となる住居が不足しているなど、若者の定住のために必要な基盤が充分でないことに原因があると考えられます。

これからの活気あふれるむらづくりのためには、若い世代の行動力やアイデアが必要不可欠であり、これは村の経済活動にも直接関わる問題でもあります。このため、若者の定住に向けた産業・生活基盤の確立が求められています。



生活の足の確保

公共交通の面では、現在、村内のバス交通は都留市へ1便、富士吉田市へ2便しか運行しておらず、通学、通勤や、通院、買い物など、「生活の足」としての活用がなかなか難しい状況にあります。この結果、村内の生活の足は自動車に依存する傾向にあり、運転免許を持たない高齢者や子ども達などのいわゆる交通弱者にとっては生活の質的悪化をもたらす現状となっています。このことから、村民の生活の足としての公共交通の確保を検討していく必要があります。

また、道志村の道路網は、国道413号と県道都留・道志線により、相模原市、山中湖村、都留市に通じていますが、国道の野原・月夜野間は道幅も狭く、急カーブが続いており、県道の道坂トンネルは国道との分岐から300m高い位置にあります。現在、大きな道路改良として、新たな都留・道志線のトンネル、神奈川県山北町へ抜ける道路、野原・月夜野間のバイパスが検討されています。

情報通信基盤の整備

昨今、情報通信技術の目覚ましい進歩によりインターネットの普及率は上昇し、知りたい情報を即座に得ることや自らも情報発信することが可能な時代となりました。このため、私たちの村でも都市部とほとんど変わらない生活や仕事が可能となりつつあります。しかし、現在村内ではインターネットは使用できるものの、高速の情報通信網が整備されておらず、大量の情報を得るためには大変時間がかかる状況にあります。学校教育の現場においても情報教育は取り入れられており、次代を担う子ども達の教育のためにも高速情報通信網の整備を急がねばなりません。また、2011年にアナログ放送からデジタル放送に完全に切り替わることから、家庭でのテレビの視聴に影響がないように対応する必要があります。

高齢社会への対応

私たちの村は平成17年の国勢調査によると、65歳以上の方が占める割合が27.0%と、山梨県の値を4.2ポイントも上回っており、県内でも有数の高齢化率となっています。このまま高齢化が進むことを考えると、高齢者からの行政サービス需要が高まるのは必然と言えます。総合診療施設の整備や、関係機関との調整を図りながら社会福祉施設などの誘致についても検討する必要があります。また、高齢者が健康を保持し、いつまでも住みなれた地域で暮らせるように、福祉センターを福祉の拠点と位置付け、併設されている地域包括支援センターの内容を充実させ、保健師を中心として、介護事務事業を展開していかなければなりません。また、豊富な知識と技術を持つ高齢者が追加的収入を得られる環境と支援対策についても検討していく必要があります。

子育て支援・教育

私たちの村において少子化は着実に進行しており、このままいくと村の活力低下につながる懸念があります。このため、低年齢児保育や延長保育の充実、学童保育制度の確立、小児救急医療体制の整備など、安心して子どもを産み育てられる村にしていく必要があります。また、子ども達が高齢者などと世代をこえてふれあう機会を通じてお互いを思いやる気持ちを育み、地域社会との連帯感を築きながら心身ともに健やかに育つことがこれからのむらづくりへの布石ともなります。

地方分権に対応する行政のあり方と市町村合併

平成12年の地方分権一括法の施行により、今まで国によって行われていた事業の移譲が進められ、さらに地方の均一的な発展の目的で交付されている地方交付税も年々減額されていく状況にあります。

これらの状況によって、人口規模が小さく、自主財源に乏しいわが村の財政事情は年々厳しいものとなることが予想され、今までのような行政サービスを維持することは非常に難しくなることが考えられます。この課題に対応するため、私たちの村も行財政改革を積極的にを行い、スリムな行政運営を構築していかなくてはなりません。

また、市町村合併問題については、旧合併特例法下において2回の住民発議がありましたが、紆余曲折を経て、最終的に住民アンケートの結果によって単独存続を選択することとなりました。

しかしながら、平成16年に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」においては、市町村合併が強く推し進められており、その基本指針によると、合併対象とする市町村は「おおむね人口1万未満」とされています。私たちの村のように小規模な自治体も、もちろんこの対象となっており、合併は避けて通れない問題とされています。こうした問題に対して、どの周辺自治体と合併することが地域の将来にとって良い結果をもたらすのかなど、慎重に検討を重ね、最良の選択をしていく必要があります。私たちの村は、どの地域と合併するにしても中心地から離れた地域となってしまう懸念があるため、より一層の地域活性化が図られるような計画づくりが必要とされています。



道志村役場前:横浜市内の随所に設置されていた「獅子頭共用栓」



第二編

Doshi -Village

道志村総合計画

基本構想

2006 ~ 2015 Fundamental plan

● 第二編 基本構想 ●

第一章

私たちがめざすむら

20世紀に物質的な豊かさを実現したわが国では、21世紀に入り、それぞれの人に合った生活や、やすらぎを求める傾向が現れてきました。それとともに、都市と田舎に住む二地域居住を実践する人も出てきました。道志村では、何代も住んでいる人も、最近転入してきた方も、都心部と富士五湖地域に近いというその恵まれた地勢を活かして、都心と観光地の両方の魅力を楽しんでいます。

また、現在道志村に住む人が誇りを持って生活できることが、魅力的な村として道志村を発信できることにつながるという考えから、村民の方々が真に豊かさを実感できるむらづくりを目指します。

本村の目指すむらづくりを考えるにあたって、次の3点を重視し、基本理念としました。

第1節 むらづくりの基本理念

美しいむら

道志村の水は赤道を越えても腐らないことで知られる「日本一の水」と称賛されています。この日本一の水にふさわしい日本一の環境をつくっていくために、水源地や溪流の積極的な保全と美しい景観の形成を推進します。

安心・安全なむら

福祉では都市部の自治体と同程度のサービスをめざし、過疎地・山間地の不利を克服します。医療面でも診療施設の充実や高齢者の送迎、緊急、災害時用のヘリポート整備などにより、安心できるむらづくりを推進します。また、近年の地震災害により、山間地での被害は甚大なものとなっています。救急救命体制の確立や災害対策備品の充実などにより、安心・安全なむらづくりを推進します。

自立した協働のむら

道志村は平成の合併の嵐の中、単独存続の道を選択しました。今後とも厳しい財政状況が予想されるなか、自主財源を確保していく必要があります。また、今まで行政が提供してきた公共サービスについても、住民や企業、団体、NPOなどに積極的に広げていくことが望ましいという意見も多く、協働による自治体運営を推進していきます。

第2節 将来像

道志村は、明治22年の村制施行以来118年に及ぶ歴史の中で、山伏峠を源流とする道志川の清らかな流れと共に現在の礎を築いてきました。豊かな自然は横浜市の水源地として、また住民の生活の一部として多くの価値を生み出しています。この美しい清流と緑を未来に引き継ぐことが私たちの使命といえます。

住みよい地域づくりは人と人とのふれあいから始まります。今後は、横浜市をはじめとした都市住民との交流、村民同士のふれあいなど地域を通して豊かな心を育み、夢と活気にあふれた魅力ある美しいむらづくりをめざします。

【計画の将来像】

日本一の水源地の郷をめざして
～輝く自然と豊かな心を育む～



第3節 将来指標

(1) 人口

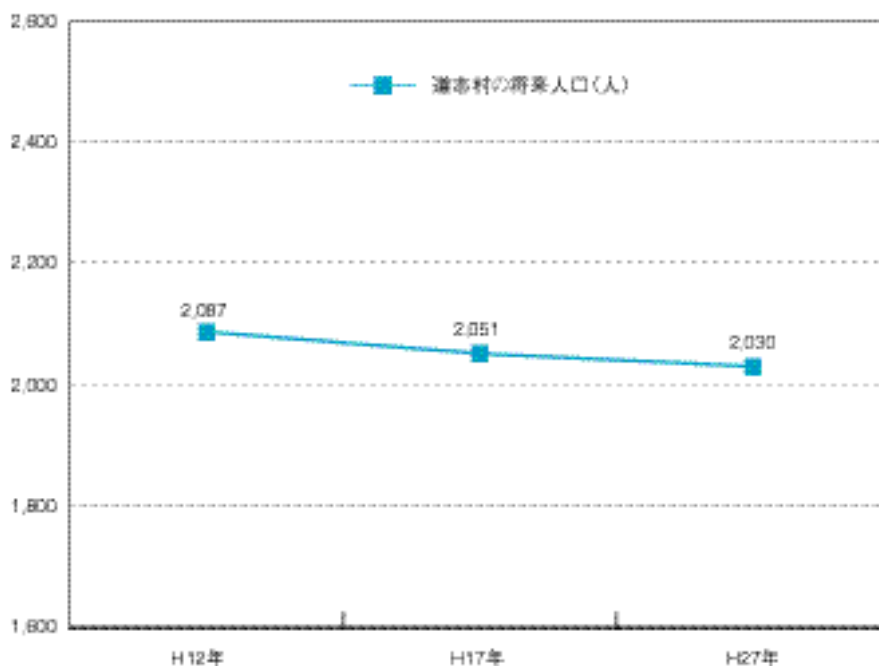
道志村の人口は、昭和60年代から2,100人台でほぼ横ばいで推移してきましたが、平成17年には2,051人となりました。

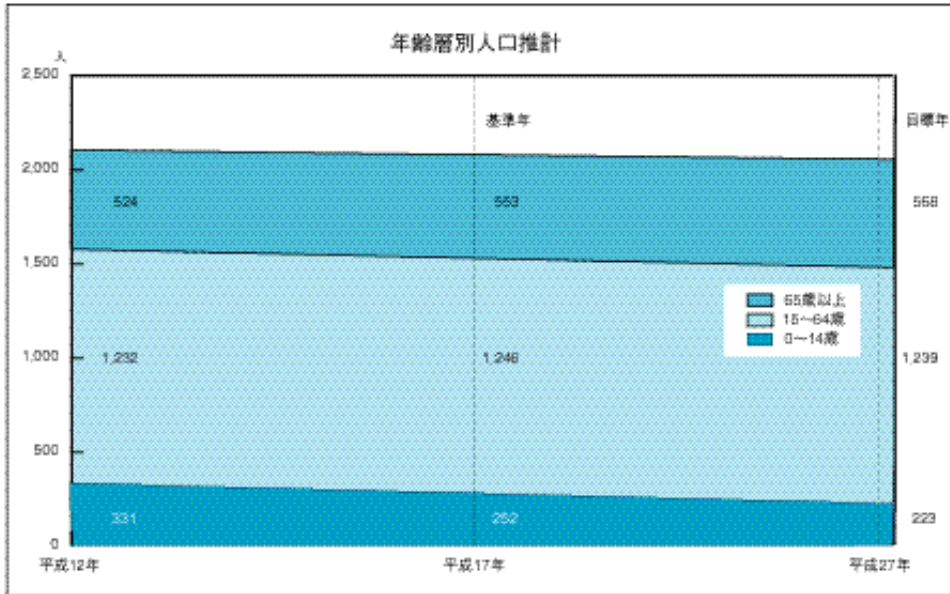
今後も少子高齢化は継続するものと思われませんが、本計画の基本理念である「美しいむら」「安心・安全なむら」及び「自立した協働のむら」の総合的施策を着実に推進することにより、目標年の平成27年度における総人口を2,030人と想定します。

人口	H12年	H17年	H27年
0～14歳	331	252	223
15～64歳	1,232	1,246	1,239
65歳以上	524	553	568
合計	2,087	2,051	2,030
H12を100とした指数	100.0	98.3	97.3

世帯	H12年	H17年	H27年
世帯数	566	595	605

国勢調査人口による。H12、H17年は実績値。H27年は推計値。



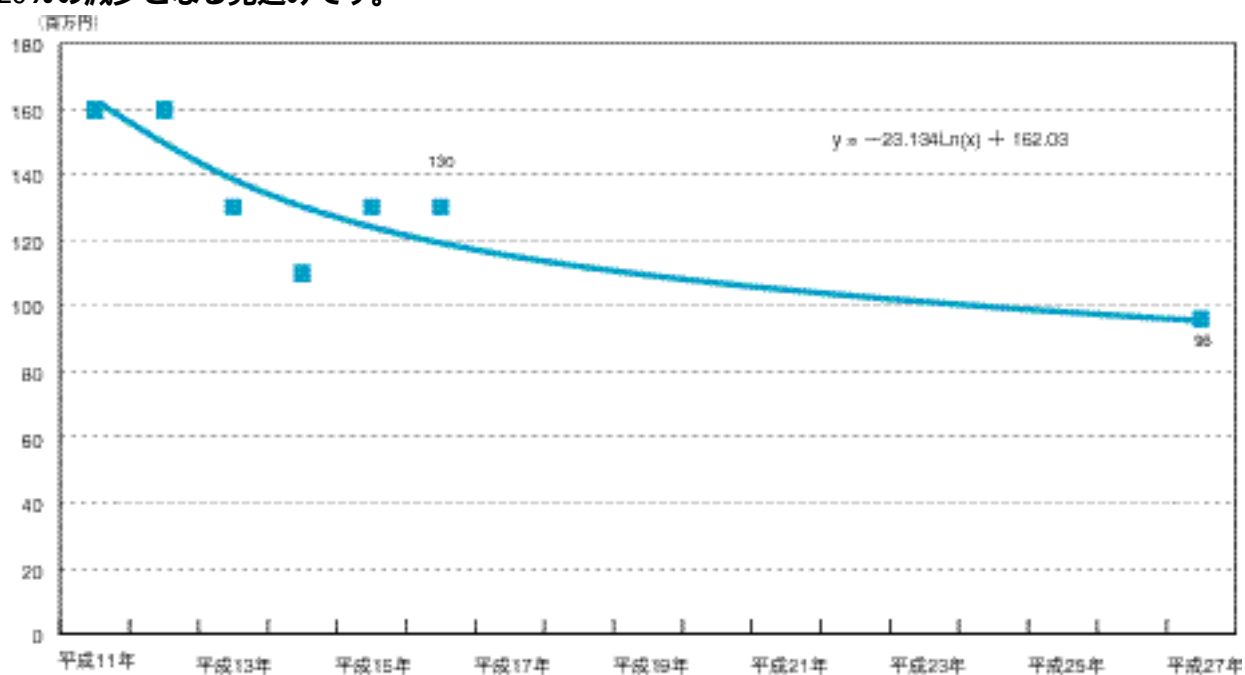


(2)産 業

農業(農業粗生産額)

本村の平成15年(2003年)における農業粗生産額は、1億3000万円でした。

トレンドにより、平成27年(2015年)の粗生産額を推計すると、9,600万円で、平成16年に比べ約26%の減少となる見込みです。

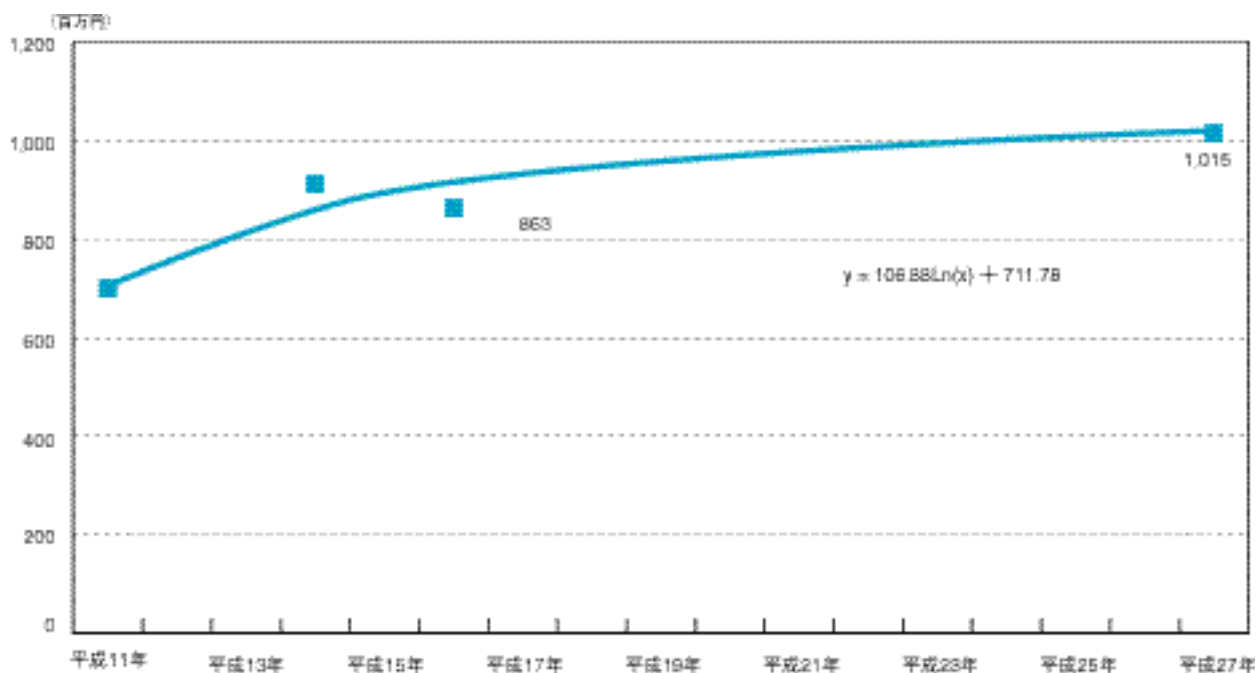


山梨県農林水産年報をもとに(財)山梨総合研究所が推計



商業(商品販売額)

本村の平成16年(2004年)における年間商品販売額は、8億6300万円でした。トレンドにより、平成27年(2015年)の販売額を推計すると、10億1500万円で、平成16年に比べ約18%の増加となる見込みです。

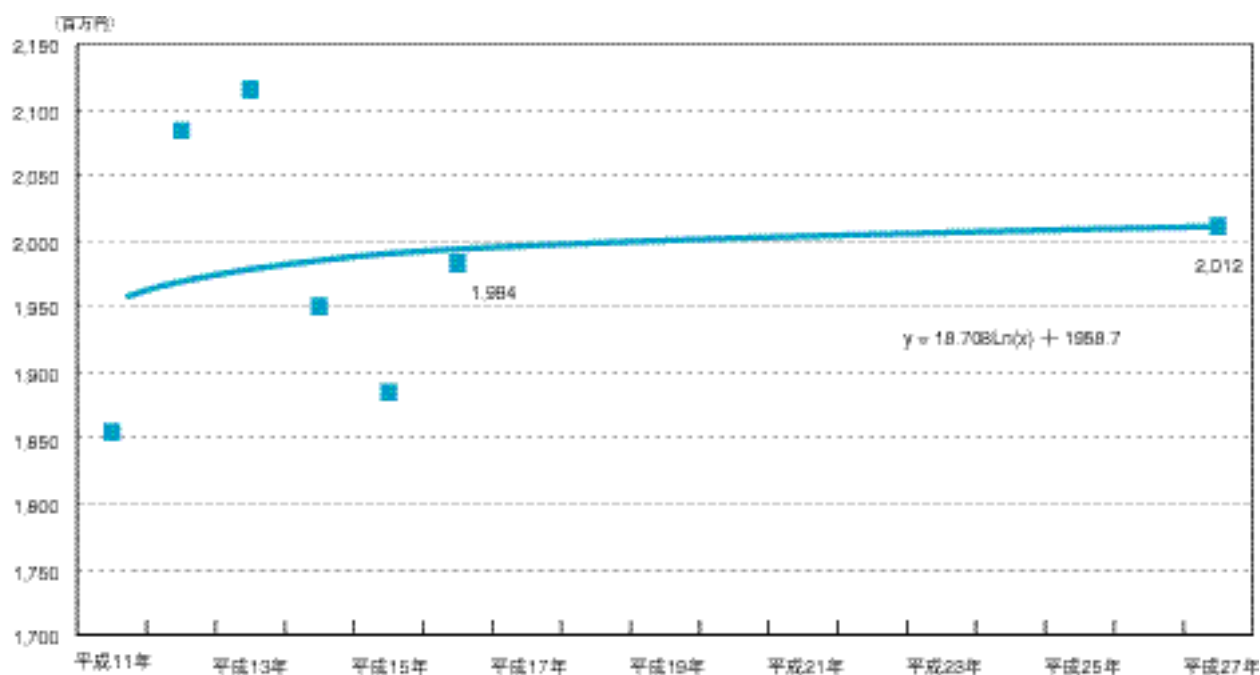


商業統計調査をもとに(財)山梨総合研究所が推計



工業(製造品出荷額等)

本村の平成16年(2004年)における製造品等出荷額等は、19億8400万円でした。H11～H16の動きは一定の傾向がないため推計することは難しいのですが、現在の水準で推移した場合、平成27年(2015年)の製造品出荷額等は約20億円で、平成16年に比べ約0.8%の増加となる見込みです。



工業統計調査をもとに(財)山梨総合研究所が推計

(3) 就業人口

産業別就業人口は、元気老人づくりや団塊世代の受け入れなど、総合的施策を着実に推進することにより、平成27年(2015年)の構成比は、平成12年に比べ、第1次産業で約0.2%の増加、第2次産業で5.2%の減少、第3次産業で4.8%の増加となる見込みです。

人 口	単 位	H12年	H17年	H27年
第1次産業人口	人	99	121	126
	構成比	9.5%	11.4%	11.8%
第2次産業人口	人	457	430	376
	構成比	43.8%	40.4%	35.2%
第3次産業人口	人	487	514	565
	構成比	46.7%	48.2%	53.0%

実勢調査人口による。H12、H17年は実績値。H27年は推計値。

第4節 土地利用の方針

土地は、生活と経済活動を支える基盤です。道志村は、緑と水に恵まれた自然豊かな村で、横浜市の水源地にもなっています。村の大部分を山地が占め、国道413号沿いの集落周辺に平坦地が広がる地形となっており、こうした制約の多い土地の中で、生活環境の整備、防災、産業振興、あるいは自然活用型の観光施設などを配置せねばならず、土地利用はむらづくりの大きな課題のひとつとなっています。

今後、以下のような方針のもと、自然環境と生活、産業・観光が調和する計画的な土地利用を進め、本計画の将来像である「日本一の水源の郷をめざして」の実現をめざします。

【利用区分別の土地利用方針】

(1) 集落地域

道路、公園、水道、排水施設、災害対策施設など生活環境施設の整備を図るとともに、集落や沿道の景観形成など、個性とうるおいのある環境づくりを進めます。また、新たな住宅用地などの確保に努めます。

(2) 農用地域

農道や加工施設などの生産基盤の整備を進めるほか、体験学習や市民農園の拡充など農地としての利用を促進し、耕作放棄地の減少をめざします。

(3) 森林地域

自然環境保全や水源かん養などの公益的機能を保持・増進するため、林道などの生産基盤を整備し、森林施業を促進します。また、保健休養や自然学習の場としての森林空間の利用を図ります。

(4) 河川地域

水源地は積極的に保全し、自然が持つ治癒力を手助けします。また、水害などの自然災害や水質汚濁の防止に努めます。

第二章

むらづくりの基本方針（施策体系）

村がめざす将来像の実現に向け、計画期間中に取り組むべき、政策・施策・事業を次の7つの志として、着実に推進します。

1 美しい環境のむらづくり

四季折々の変化に美しく映える山々と溪流は、村民だけでなく村外から訪れる人々に潤いと安らぎを与えてきました。こうした環境を後世に引き継ぐため、水源地や溪流などの積極的な保全と、美しい景観の形成を図ります。また、環境学習等により、自然環境の保全に対する意識の高揚を図ります。

- (1) 水源の保全
- (2) 四季豊かな環境づくり

2 安全なむらづくり

平成16年の新潟県中越地震では、山間地での災害の怖さを改めて実感させられました。急峻な山間地であり、主要道路が三方にしか通じていない道志村では、第一に救急救命体制の確立、避難所の確保や周知、災害対策備品の充実など、被害を最小限に食い止めるべく防災体制を確立します。また、交通対策など地域住民の安全な環境づくりの推進を図ります。

- (1) 防災施設の整備や防災体制の充実
- (2) 交通安全・防犯対策の推進

3 新たな産業基盤のあるむらづくり

今後とも厳しい財政状況が予想される中、新たな自主財源を確保していく必要があります。村全体が富士北麓と神奈川県を結ぶ国道413号に面している恵まれた立地条件や横浜市との継続的な友好事業により、交流人口の増加は今後とも見込めます。また、団塊の世代や都市と田舎に住む二地域居住を实践するこれらの交流人口を新たな産業基盤をつくる起爆剤にしていきます。

- (1) 農地の保全・農業の振興
- (2) 森林の公益的機能の活用
- (3) 交流人口の増加による観光の振興
- (4) 定住人口の増加による活性化

4 交流基盤の整ったむらづくり

村民の快適で安全な生活の確保や産業基盤の充実、交流人口の増加を図るため、国道・県道の幹線道路の整備促進を要望するとともに、村道や農道・林道の整備を行います。また、車の運転ができない村民のために、利用しやすい効率的な村内のバス路線の運営を検討します。また、インターネットの村民生活への普及や間近に迫ったデジタル放送の切り替えへ対応できる環境を整え、新たな産業の基盤づくりを行います。

- (1) 道路網の整備
- (2) 公共交通の整備
- (3) 情報ネットワークの整備
- (4) 既存施設の有効活用

5 めくもりある安心なむらづくり

少子高齢社会を全国よりも早く迎える道志村において、福祉面では、都市との連携を図り社会福祉施設の誘致による村づくり、村民の助け合いによる学童保育制度など、サービス水準の向上をめざします。医療面では地域医療の充実を図り、村内外の医療機関への送迎やヘリポート整備などによる救急救命体制を確立し、安心できるむらづくりを推進します。

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 子育て環境の充実
- (3) 障害者福祉の充実
- (4) 地域医療の充実

6 豊かな心と文化を育てるむらづくり

村の未来を担う人材を育成するため、学校、家庭、地域が一体となって、「豊かな心と文化」を育てる学校教育の推進と、村民が生涯を通じて自分の生活や志向に合わせて学び、芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。

- (1) 明日を担う人材育成
- (2) 誰もが学べる生涯学習
- (3) 歴史と文化の郷づくり

7

自立と協働のむらづくり

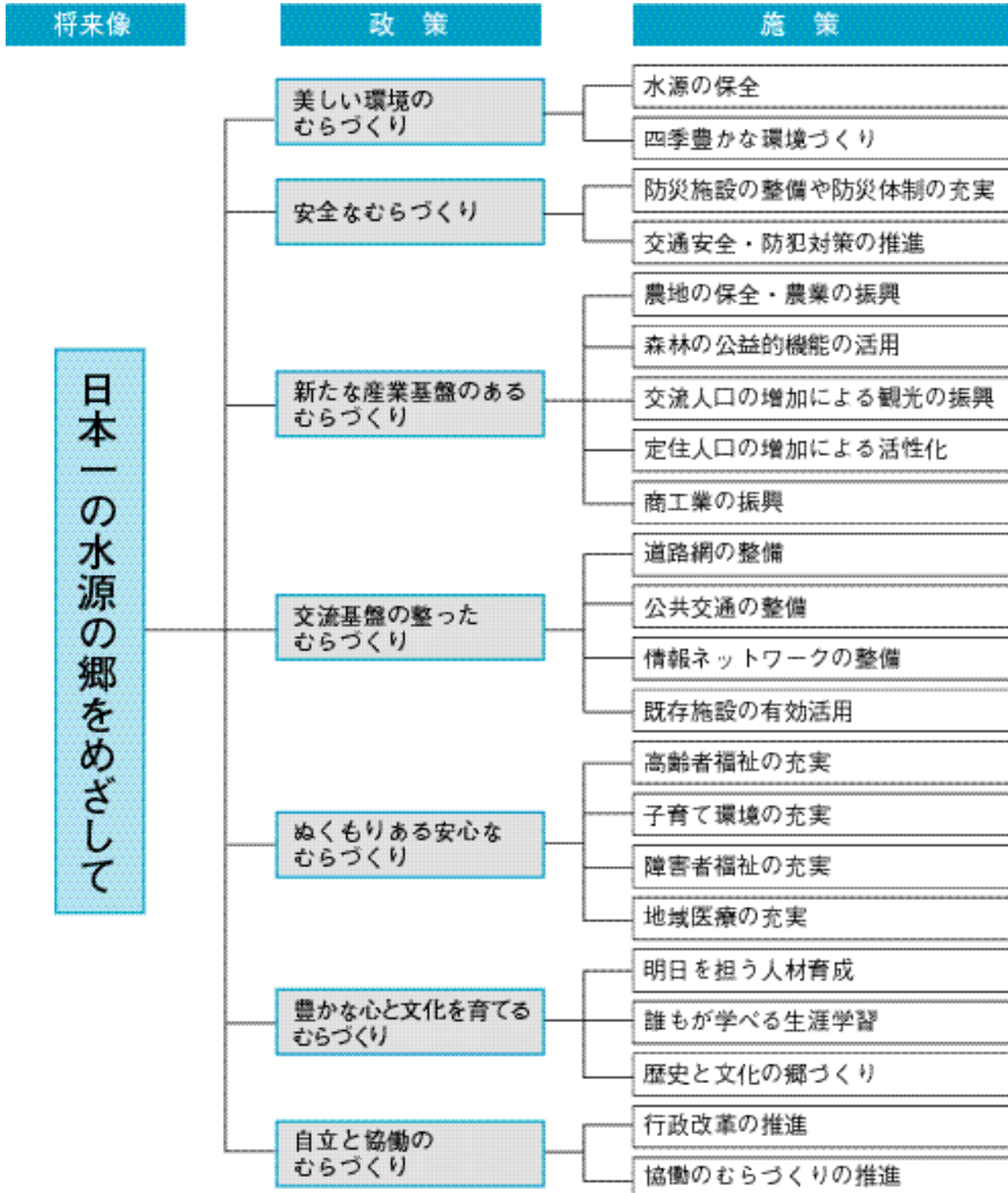
国、地方とも危機的な財政状況と人口減少社会が進んでいます。簡素で効率的な村政の体制を構築することはもちろん、新たな行政課題に対応していくためにも、住民、NPO、企業、行政が一体となったむらづくりを推進します。

(1) 行政改革の推進

(2) 協働のむらづくりの推進



道志村総合計画 施策体系





第三編

Doshi -Village

道志村総合計画

基本計画

2006 ~ 2015 Basic plan

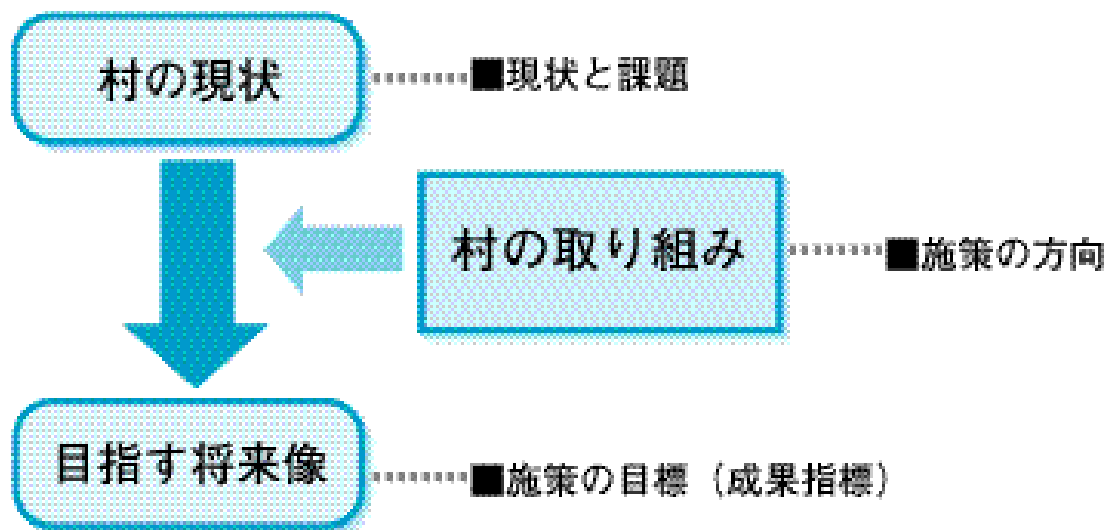
● 第三編 基本計画 ●

基本計画の構成と特徴

基本計画は、基本構想で掲げた7つの政策の柱を「7つの志」として位置づけ、22の施策ごとに構成されています。

施策は、さらに、「現状と課題」、「施策の方向」及び「施策の目標（成果指標）」からなっています。これは、道志村の“現状”と“目指す将来像”、そしてこの二つをつなぐ、“村の取り組み”を示すものとなっています。

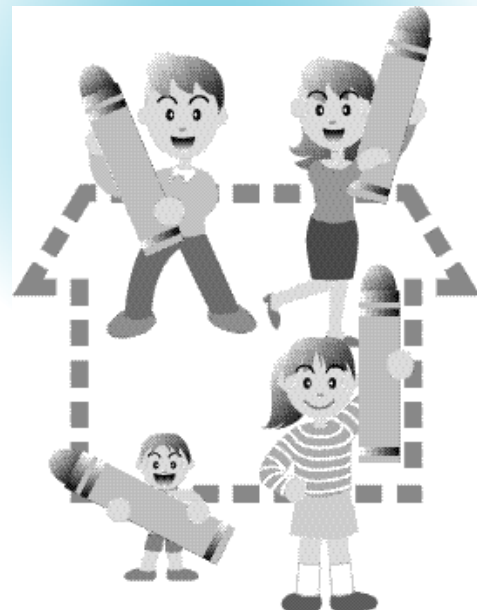
基本計画の構成



「施策の目標（成果指標）」は、目標年次（平成27年）における各施策の数値目標であるとともに、村の目指す将来像の実現に向けた目標を、行政だけでなく、村民や企業やボランティア団体などが共有していくための指標でもあります

施策の目標（成果指標）

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値
例 道路網の整備状況に対する村民の満足度	道路の整備による効果を表す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	37.2%	H17	60.0%
目標となる指標の名称を表しています。	指標の性質や目的を表しています。	指標の数値を算出する方法を表しています。	把握できる直近の数値と年次を表しています。		目標年次の達成目標となる数値を表しています。



政策

美しい環境のむらづくり

施策 1

水源の保全

現状と課題

村民の誇りである美味しい水

私たちの村は山々に囲まれ、村内を流れる道志川には緑豊かな森林からいくつもの支流が流れ込んでいます。村民アンケートにおいても「自然環境に恵まれている」、「水がおいしい、赤道を越えても腐らない道志の水」の2つを誇りに思うという割合が非常に高くなっています。また、道志川は、明治30年に神奈川県横浜市の水源として位置づけられ、平成16年6月22日に「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」ならびに「横浜市民ふるさと村に関する覚書」が、締結されています。

水質の保全

水質汚濁の原因となっている家庭排水やし尿の処理については、平成13年度から合併浄化槽が設置されているものの、し尿の単独浄化槽が大部分を占めているため、道志川の汚染の原因となっています。また、観光客によるごみの増加や不法投棄も道志川の水質汚濁への影響が大きくなってきています。

こうした水質汚濁の原因となる状況を排除し、美味しい水にふさわしい環境を守り、後世へ伝えていく義務があります。



施策の方向

(1) 美味しい水環境の保全

道志川の清らかな清流や緑豊かな森林などの自然環境の保全と愛護活動の推進に努めるとともに、ごみの収集・処理、減量化、リサイクル及び生ごみの有機堆肥化などに取り組み、水源地にふさわしい、環境にやさしいむらづくりを進めます。また、道志川の水質生態系調査を継続することにより、その分布状況などを把握し、保全のための指標を設定します。

河川環境パトロール員を確保し、自然環境保全の監視や啓発・指導を強化します。

(2) 排水処理対策

村民の水質保全意識を啓発するとともに、合併処理浄化槽など、地域の実情にあった排水処理施設の整備や適切な維持管理を推進します。また、キャンプ場をはじめとする民間の観光施設に対しても、合併処理浄化槽の整備や適切な維持管理を指導します。

(3) 環境保全型農業の推進

水源地として美味しい水を守るため、低農薬、減肥料、有機栽培及び生ごみの有機堆肥化などを促進し、環境と調和した持続可能な環境保全型の農業を推進します。

[主要事業]

環境にやさしいむらづくりの推進

自然生態の調査と保護

自然保護・愛護活動の推進

合併処理浄化槽の整備促進

環境保全型農業の推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
道志川の水質	道志川の水質を示す指標としてBOD値を用いる	BODとは、生物化学的酸素要求量であり、大きいほど汚染が進んでいる	0.5mg/ℓ	H16	0.4mg/ℓ
自然環境保全活動度	村民の自然環境保護への関心と参加状況を示す指標	村民アンケートで美化活動や清掃活動に参加しても良いと答えた村民の割合	30.4%	H17	40.0%

施策 2

四季豊かな環境づくり

現状と課題

美しい環境の保全

現在は身近な生活面や産業面において大量消費、大量廃棄が習慣となりつつあり、こうした活動が環境のさらなる悪化を引き起こしています。限りある資源と、美しく四季を彩る私たちの村の自然を後世に引き継いでいくためにも、私たち一人ひとりが環境へのかかわりやその影響を深く理解し、地域から行動していくことが必要です。このためには、ごみ分別の徹底などによる廃棄物減量化への取り組み、水力などのクリーンエネルギーの積極的な活用など、行政と住民の連携による環境負荷低減への取り組み強化が求められています。

ごみ処理の充実

美しい自然や景観を守り、ごみのない、きれいなむらづくりをめざして地域や学校、各種団体を中心に清掃活動や美化活動が行われています。今後さらに、村民の環境美化意識の向上を図り、美化活動を充実するとともに、観光客や通過車両に対する啓発や、空き缶等の投げ捨て、ごみの不法投棄に対する監視、取り締まりを強化していく必要があります。



ごみ処理については、不燃ごみ、可燃ごみ、粗大ごみなどは委託して処理していますが、生ごみは個別処理が原則となっています。近年は、家庭から排出されるごみの増加に加え、観光客の増加に伴う観光関連施設におけるごみが急増しているため、十分なごみ処理システムの構築が求められています。

今後は、増大するごみの見直しと減量化を図り、省資源・リサイクル活動の推進体制の充実を図っていく必要があります。

地域景観の保全

きれいな溪流や緑に囲まれた自然環境は、村民生活にゆとりと安らぎを与えるだけでなく、訪れる観光客や行き交う人々に道志村の魅力を感じさせる重要な要素であり、貴重な観光資源でもあります。

今後は、美しい自然環境やうるおいのある地域景観などの保全・復元に努めるとともに、花のある村づくりや秩序ある施設景観の形成を進めていく必要があります。



施策の方向

(1) 美しいむらづくり

清らかな清流と緑豊かな森林の美しいむらを保全するため、山林への不法投棄や道路沿道へのごみや空き缶等の投げ捨てを防止するため、観光客等にごみの持ち帰りを啓発するほか、投げ捨て禁止の看板設置や監視パトロールを実施します。

また、限りある資源と美しく四季を彩る村の自然を後世に引き継いでいくために、村民の美化活動への啓発と参加を促進します。

(2) 効率的なごみ回収

村内のごみ排出・処理などの実態を把握し、村民にとって利用しやすい効率的なごみ回収を目指します。また、将来的なごみ処理のあり方について検討するなど、省資源・リサイクル活動を推進します。

(3) 地域景観の向上

自然環境と調和した美観性のある地域景観を形成するため、「景観形成計画」などに基づき、公共事業等も自然景観に配慮した事業に取り組むとともに、景観に対する意識を高め、自然環境と調和した秩序とうるおいのある地域景観を創造します。また、村民・団体等の参画により、四季豊かな全村花いっぱいの村づくりを推進します。

[主要事業]

環境保全活動の参加・啓発の促進

ごみ収集の充実

省資源・リサイクル活動の推進

ごみの不法投棄対策の強化

ゴミステーション設置事業

地域景観の保全・復元・整備

全村花いっぱいの推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
一人一日あたりごみ 排出量	ごみの減量化の成果を示す指標	ごみの年間収集量÷総人口÷365日	0.4kg	H17	0.3kg
環境保全活動率	村民の環境美化や清掃活動への取り組み意識を示す指標	村民アンケートで美化活動や清掃活動に参加しても良いと答えた村民の割合	40.8%	H17	50.0%

政策

安全なむらづくり

施策 1

防災施設の整備や防災体制の充実

現状と課題

防災のための整備

道志村は山に囲まれており、主要道路は国道413号、県道都留・道志線のみです。これらの道路が災害等によって寸断された場合、村外への移動や物資の輸送まで絶たれてしまい、陸の孤島となる可能性も考えられます。災害のおそれがある危険個所を未然に防止する工事はもちろんのこと、こうした事態に備え、水や食料等の備蓄、防災倉庫の整備や防災無線などの連絡体制を充実する必要があります。災害本部となる役場や避難所となる公共施設については、早急に耐震化を推進する必要があります。また、消防体制については、消防団員のサラリーマン化が進んでおり、地域に根ざした体制を確立し、組織を活性化していく必要があります。

避難の周知



陸上自衛隊参加による総合防災訓練

災害が起きた場合、その被害を最小限にするためには、住民の日ごろからの防災意識と避難場所への迅速な移動が求められます。このため、村では消防団と避難誘導について、詳細な打ち合わせを実施し、住民に対して避難場所の周知徹底に力を入れる必要があります。

また、別荘住民については、誰がどこに住んでいるか分からない人もいるため、避難場所等については、積極的に周知をしていく必要があります。

施策の方向

1) 自然災害の防止

急傾斜地などの災害発生危険個所の把握・監視に努め、治山事業を促進します。集中豪雨などによる河川の氾らんや土砂流出を予防するため、河川改修や砂防事業を促進します。

(2) 防災施設の整備

災害が起きた場合の連絡体制として、防災無線施設を新たに整備するとともに、個別受信機を全戸に設置し、すばやく的確な情報を伝達できるようにします。

また、防災備蓄倉庫設置全体計画を立て、数量や配置などを考慮し、年度ごとに実施をしていきます。

災害本部の機能を備えた消防署庁舎の建設を行い、また、適地について検討する中で、緊急用ヘリポートを整備します。

(3) 避難についての周知

消防団と避難場所の現地検討を行い、地域防災計画の見直しを行いました。今後地区別の防災避難マップを作成し村民に周知していきます。別荘住民についても、家族の状況を把握し、速やかな避難救助体制を確立し、周知を図っていきます。

災害ヘリポート、仮設住宅、救急車両、医療救護場所の指定等を想定した災害救助訓練を住民、消防団、自衛隊、警察と協同で行います。

[主要事業]

自然災害防止対策の推進

総合的な防災対策の推進

常設消防・救急体制の充実

地域消防・防災体制の充実

防災施設の整備

防災訓練の充実

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
防災無線個別受信機 設置後の聴取度	災害時の連絡網の整備状況を示す指標	個別受信機が聴取可能な戸数÷全戸数	12%	H16	100%
防災用品備蓄度	災害時の応急対策への備えの状況を示す指標	村内の防災備蓄用品で避難が可能な日数	0日分	H16	3日分
防災体制に対する村民の満足度	避難所の整備や救急救命体制など防災対策の成果を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	50.7%	H17	52.0%

施策 2

交通安全・防犯対策の推進

現状と課題

交通安全対策の強化

近年、道路の整備が進むとともに交流人口が増加し、村民が交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性が徐々に高まっています。特に、国道413号などの交通量が年々増大し、大型車両の通行も多くなっていることから、高齢者や年少者をはじめ村民の安全を確保するため、道路の改良とあわせ、交通安全施設の整備や安全指導の強化を図る必要があります。

防犯対策の強化

子どもたちが事件、事故に巻き込まれるケースが多発しています。これらを防止するために、学校や保護者、関係団体が連携し、村ならではの顔が見える防犯機能を一層高める必要があります。



施策の方向

(1) 交通安全施設の整備

国道413号や県道都留・道志線を中心に歩道やガードレールの設置を促進します。また、樹木などの道路障害物の除去や危険箇所へのカーブミラー、安全標識の設置、街路灯など、交通安全施設の点検・整備を促進し、通学中の児童・生徒をはじめ歩行者の安全確保と車両事故の防止に努めます。

(2) 交通安全指導の充実

村内の交通安全組織の育成に努め、村民参加による交通安全活動を展開します。また、運転マナーの向上や村民の交通安全思想の啓発を図るため、高齢者、幼児など交通弱者に対する安全教育の充実に努めます。

(3) 防犯対策の推進

村民の防犯意識の高揚を図りながら地域防犯体制の充実に努めます。個別受信機が全戸配布される防災無線を活用し、村全体で犯罪を防ぎます。

[主要事業]

- 交通安全施設の整備
- 交通安全指導の充実
- 防犯対策の推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
交通事故発生件数 (年間)	交通安全施設整備、交通安全教育の成果を示す指標	1年間に村内で発生した人身事故の件数	27件	H17	20件
火災発生件数 (出火率)	消防活動による火災予防に対する村民への意識啓発を示す指標	1年間の火災発生件数	2件	H17	0件
交通安全・防犯対策に対する村民の満足度	防犯対策の成果を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	49.5%	H17	55.0%

政策

新たな産業基盤のあるむらづくり

施策1

農地の保全・農業の振興

現状と課題

農業の振興

農業粗生産額は、平成11年の道の駅開業から増加に転じており、今後も道の駅を核とした農業振興に期待がかかります。道志村の地味噌などを使った郷土料理、特産品であるみずみずしいクレソンなど、村内の美味しい水を活かした特産品があり、今後、「豆腐」の特産品化に向け、準備が進められています。

一方、鹿や猪などの有害鳥獣による農作物への被害も深刻化しており、駆除や防護柵の設置が急務となっています。

農地の利用

経営耕地面積に占める耕作放棄地の割合推移を見ると、県の値を大きく上回っており、農家人口は年々減少の傾向にあるなど、村民が担う農業は厳しい状態が今後も続くと思われます。

一方、都市住民を対象に貸農園として整備された体験農園が1箇所、95区画あり、今後とも利用者の増加が望めます。また、横浜市からの体験学習で来村する児童数は1,392人（H17）であり、体験学習での農業メニューも増えています。



施策の方向

(1) 農業生産基盤の整備

農家の営農意向を考慮し、農道の新設・改良・舗装や、用排水路の整備・改修、有害鳥獣への防護柵の設置などを計画的に進め、農業生産基盤の充実を図ります。

(2) 特産品の振興

道志村の水を活かした特産品である「豆腐」の開発のため、生産施設を建設します。また、原材料である大豆も村内産となるよう生産を促進します。また、現在、村の特産品であるクレソンをはじめとした商品のラインナップを見直して、魅力ある特産品づくりを進めます。

(3) 農地の有効利用と農業を通じた交流の促進

耕作放棄地の解消と都市住民との交流を図るため、体験（観光）農園や市民（貸出）農園の整備を促進し、小学校等の体験学習での農業体験メニューを充実させます。

[主要事業]

農業生産基盤の整備

農業生産体制の充実

農地の有効活用と環境保全型農業の推進

特産振興と販売・流通対策の促進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
耕作放棄地率	優良農地の保全状況を示す指標	耕作放棄地面積÷(耕地面積+耕作放棄地面積)×100	30.0%	H17	25.0%
農業粗生産額	農業の産業としての規模を計る指標	農業粗生産額	1億3,000万円	H15	1億4,000万円

施策 2

森林の公益的機能の活用

現状と課題

森林の保全

「道志七里」を流れる道志川の清流とそれを取り囲む美しい山々が私たちの貴重な財産であり、道志川は、横浜市の水源として100年以上にわたり「おいしい水」を横浜市民に供給し続けてきました。この水質の保全のためには、森林の保護・育成を図るなど環境保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、平成12年国勢調査では林業従事者は44人となっており、その高齢化も進んでいます。また、木材価格の低迷により、森林所有者の施業意欲も減退し、十分な管理ができていない状態が続いています。

森林体験

森林の持つ癒しの効果が生活習慣病、メンタルヘルス、医療・福祉対策の手段として注目されています。首都圏に隣接し、豊富な森林資源に恵まれた道志村はこうした森林セラピー¹を提供する良好な環境が整った地域です。また、森林ボランティア事業や児童生徒による林業体験学習の需要が多いことから、受入れ体制づくりの充実を図ることが必要です。



1.森林セラピー

森林の持つ人に安らぎを与え、余暇の場を与える保健休養機能

施策の方向

(1) 森林整備の推進

森林施業の意向など、森林を取り巻く状況を把握する中で、林道や作業道の開設や改良を進め、森林整備の基盤強化を図ります。また、企業の森推進事業や環境公益林整備事業の活用など、森林所有者に負担のない森林整備の手法についても検討します。

(2) 森林の公益的機能の活用

横浜市などとの連携を強化し、ボランティアによる間伐体験や木工体験を通じ、森林の公益的機能や整備の必要性についての理解を広め、森林整備を推進します。また、森林セラピーなど、健康・医療・福祉対策としての森林の活用について検討します。

[主要事業]

- 林業生産基盤の整備と保全
- 森林の公益的機能の増進と活用
- 森林施業の活性化
- 森林・林業体験事業の充実

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
林業体験事業への参加者数	林業の公益的機能の啓発の成果を示す指標	間伐などの林業体験事業へ参加した者の総数(年間)	1,500人	H18	3,000人
人工林整備割合	手入れが必要な人工林のうち、整備がされた割合を示す指標	手入れを行った面積÷手入れが必要な面積×100	1.4%	H18	2.0%

施策3

交流人口の増加による観光の振興

現状と課題

交流人口の増加傾向

本村の観光への取り組みは、昭和40年代から観光施設の整備を進め、50年代には山梨県内初の「道志溪谷民宿学生村」事業の導入を契機に、全国的なアウトドアブームにより道志川沿岸に多様なオートキャンプ場も開設されています。道志川の清流など豊かな自然環境を求めて京浜方面から年間100万人を超える観光客が訪れています。村内の観光客の入込数の推移を見ると、平成11年の「道の駅どうし」の開業を契機として大きく増加しており、近年では横浜市の小・中学校の自然体験学習や森林ボランティア事業を通じての交流も盛んになっています。

地域資源

村民アンケートでは、観光産業の活性化に向けての取り組みとして、「道路網の整備」、「魅力ある郷土料理や特産品などの開発」、「自然環境・歴史文化などの地域資源の利活用」を挙げる割合が多くなっています。

柳田國男やアーネスト・サトウの足跡、頼朝伝説などの歴史資源等の新たな地域資源もあります。

受け入れ体制の充実

体験学習交流では宿泊施設の数や移動手段の負担など需要に対応した体制の充実が必要です。また、道志ならではの体験メニュー企画やインストラクターとしての人材育成が必要です。



観光客で賑わう道の駅どうし

施策の方向

(1) 地域性を活かした観光施設の整備

道志の渓流や森林などの地域性を活かした環境整備を進めます。また、全村を公園として位置づけ、桜・もみじの里づくりなど、自然と景観を満喫できる環境整備を推進します。

(2) 受け入れ体制の整備

横浜市などからの自然体験学習の要望が多いことから、宿泊施設の体制やボランティアなどを活用した移動の利便性を確保するなど、受け入れ体制の整備を図ります。また、新たな体験メニューの研究やインストラクターとしての人材養成に努めます。

(3) 自然資源・歴史資源の保全と活用

源頼朝伝説、アーネスト・サトウや柳田國男の足跡など、歴史的にゆかりのある史跡の保存や復元を通じて、観光資源として保全・活用する方法を検討します。

(4) 交流事業の推進

自然環境を利活用した都市との交流事業を推進します。また、自然体験学習、森林ボランティア事業による交流事業や、音楽・文化・スポーツを通じた多様な交流事業を推進します。

[主要事業]

桜・もみじの里づくり事業の推進	自然・歴史資源の保全・活用事業の推進
体験学習受け入れ体制の充実	横浜市民ふるさと村事業の推進
道志村キャラバン事業の推進	富士の国やまなし観光振興事業の推進
交流事業の推進	

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
体験学習への参加度	都市との交流の状況を示す指標	体験学習への参加者数(年間)	755人	H17	1,000人
観光客数(年間)	観光振興の状況を示す指標	村内の主な観光地における観光客数の合計	1,153,127人	H17	1,200,000人
道の駅の利用者数	観光振興の経済的効果を示す指標	道の駅の利用者数(年間)	872,767人	H17	916,000人

施策4

定住人口の増加による活性化

現状と課題

人口の減少

国勢調査によると、村の人口は、昭和30年の3,372人から減少を続け、平成17年度では2,051人となっています。特に少子化の影響で20歳未満の減少割合が大きく、今後の村づくり対策として人口の増加対策は重要な課題といえます。

また、転入者数と転出者数を比較すると、転出する方が多い状況が続いており、人口の減少の大きな一因となっています。

定住化対策

人口減少の主な要因は、若者の定住化のための基盤整備と、結婚支援対策が大きな要因と考えられます。若者の定住化対策については、村民アンケート調査の満足度でも肯定的割合は19.3%と低い値を示しています。人口の増加を図るためには、多様な雇用機会の確保による就労の場の提供、交通網の整備、快適な住環境の整備と結婚支援対策などに取り組む必要があります。

新たな定住者対策

近年、農山村地域での生活が見直されている中、UターンやIターンなどによる新たな定住者が増えています。現在、別荘の数は450戸になり、そのうち住所異動により村の住民となった戸数は90世帯に及んでいます。この新たな移住者の皆さんは異業種者であり、人口の増加対策とともに、今後の村づくりやボランティア活動に参加していただく体制づくりが必要です。



村営谷相団地

施策の方向

(1) 多様な雇用の確保

既存産業の振興、新たな産業の構築、雇用機会の誘致などを促進し、村内における就業の場の拡大、確保を図ります。また、社会福祉施設を誘致するなど福祉施策と一体となった雇用対策に努めます。

(2) 生活基盤の確立

定住化には、快適な住環境が求められるため、雇用対策の推進、優良宅地の確保、通勤時間を短縮する道路交通網、情報通信網の整備と結婚支援対策を推進します。

(3) 新たな定住者対策の推進

Uターン・Iターン希望者に、あらゆる媒体を通じて魅力ある道志村の自然、土地、農業、就業先などの情報を幅広く発信するとともに、移住者の増加対策を進めます。また、友好交流都市である横浜市をはじめ多方面からの団塊世代や二地域居住者などの移住促進を図ります。

[主要事業]

- 多様な雇用機会の確保・誘致
- 雇用対策の推進
- 住環境の整備
- 新たな定住者対策の推進
- 結婚支援対策の推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
村営住宅戸数	村営住宅のストックを示す指標	村営住宅の延べ戸数	16戸	H17	20戸
U・Iターン世帯数	U・Iターンにより転入してきた世帯の数を示す指標	U・Iターン世帯数	90戸	H17	100戸
国勢調査人口	国勢調査による人口の推移を示す指標	平成22年実施の国勢調査人口の数値	2,051人	H17	2,040人

施策5

商工業の振興

現状と課題

商工業の現状

村内には大規模店は無く、日常品を扱う小規模な店舗が各地域に点在しています。商業統計での従業者数、商品販売額の推移では、いずれも平成6年を境に下降してきましたが、平成11年の「道の駅どうし」の開業を機に大きな伸びを示しています。

一方、工業では、機械製造業などの企業を中心に、村内の産業経済、雇用確保の一端が担われてきました。工業統計によると、企業数、従業者数、製造品出荷額の推移はともにバブル経済崩壊後の平成5年をピークに減少傾向にあり、ここ数年は、ほぼ横ばい状態となっています。

商工業の課題

村民アンケート調査の「どこで買い物をしますか」との設問によると、村内での買い物はおよそ1割程度であり、大型店が無いためかほとんどの住民が近隣市町を利用する傾向が強くなっています。今後は、地域住民、観光客を顧客対象にした新たな商業活動の展開が必要とされています。

工業においては、村内既存企業のさらなる経営基盤の強化と人材の確保、優良な雇用機会の創出による雇用の拡大が求められています。



村内の工場



村内の商店

施策の方向

(1) 商業の振興

村内での消費行動を拡大するため、道志村商工会との連携強化により各店舗の経営強化に努め、商業経営の効率化、安定化や消費者ニーズに応える商業活動の促進を支援します。

また、野菜や特産品の販売では、農林業、観光とも連携しながら地元商店、道の駅どうしなど各施設を中心とした販売網を整備し、国道413号を利用する観光客などへの販売活動を促進します。

(2) 工業の振興

地場産業の強化育成に取り組むとともに、環境に配慮した雇用機会の創出を推進することで雇用の場を拡大し、Uターン・Iターン者などの定住化にもつなげます。また、農産物、林産物、水産物を利用した村のブランドとなる新たな特産品、地場産品の開発を進め、地域経済の振興に努めます。

[主要事業]

消費者ニーズに応える商業活動の促進・支援

工業の育成・支援

建設業の育成・支援

新しい産業の育成・支援

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
年間商品販売額	商業統計調査による年間販売額を示す指標	直近に実施された商業統計調査の数値	863百万円	H16	940百万円
製造品出荷額等	工業統計調査による年間製造品出荷額を示す指標	直近に実施された工業統計調査の数値	1,984百万円	H16	2,000百万円

政策

交流基盤の整ったむらづくり

施策 1

道路網の整備

現状と課題

都心・富士五湖とのアクセス

村の中央を走る国道413号は、都心と富士五湖とを結ぶ幹線道路です。特に春から秋にかけての行楽シーズンは道の駅周辺をはじめ、交通量が多くなっています。今後、津久井広域道路、圏央道、第2東名高速道路、富士吉田・忍野・山中湖道路などの計画により、各方面へのアクセスが改善されることになり、交流人口が増加することが予想されます。

道路の新設・改良と歩道の設置

国道413号の野原・月夜野間は道幅も狭く、急カーブが続いており村外車両の交通事故も多発しています。また、県道都留・道志線の道坂トンネルは国道との分岐から遠く、都留市との時間距離が長くなっています。

村道については4m未満の道路が多く、未舗装・未改良の区間もあり、毎日の村民生活に支障がある個所もあります。

歩道については、道の駅周辺、唐沢交差点付近など、村内の一部にはありますが断続的であり、安全な歩道整備としては十分なものではありません。

広域的な道路網の整備としては、(仮称)小田原・甲府線(山北町～道志村～上野原市)の整備促進について、山梨・静岡・神奈川三県広域問題協議会の道路検討会において検討しています。また、国道413号野原・月夜野間のバイパス整備及び道志村・都留市を結ぶ新トンネルの建設についても関係機関等との協議を続けています。



国道改良:釜之前地内

施策の方向

(1) 広域道路網の整備の促進

中央自動車道と東名高速道を結ぶ(仮称)小田原・甲府線(山北町～道志村～上野原市)の整備促進について、山梨・静岡・神奈川三県広域問題協議会の道路検討会において検討を進めており、関係機関及び自治体との協議を継続し、実現を目指します。また、国道413号の野原・月夜野間のバイパス、県道都留・道志線の新トンネルについても整備促進に努めます。また、国道・県道の急カーブ・狭い個所の改良及び歩道整備とバリアフリー化を促進します。

(2) 村内道路の改良

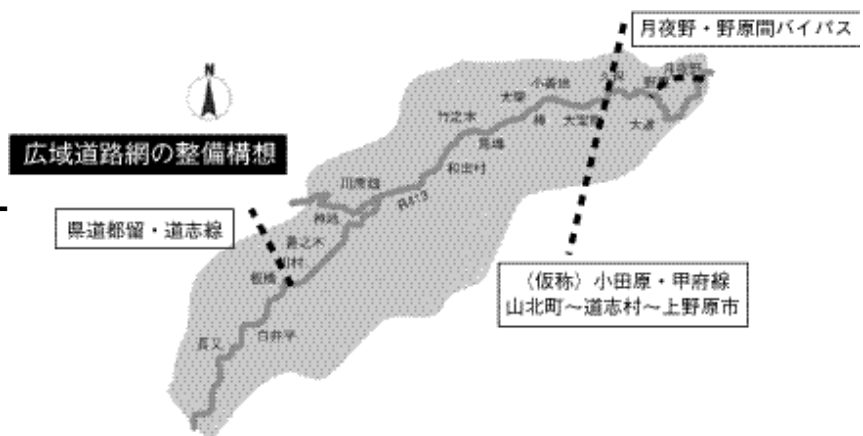
交通量や地元要望を考慮して、村道改良や舗装を計画的に進めます。また、災害を視野に入れて、村道や農林道の一体性のある整備を図り、国道413号の迂回路を確保し、生活道路のネットワーク化を推進します。

(3) 人にやさしい道路環境の整備

歩行者の利便性・安全性の向上やバリアフリー化を目指し、現在、断続的になっている歩道の一体的な設置を促進します。

[主要事業]

- 広域道路網の整備促進
- 幹線道路の整備促進
- 生活道路網の整備促進
- 歩道整備とバリアフリーの促進



施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
車道幅員が4m未満の村道の割合	狭い道路の解消状況を示す指標	車道幅員4m未満の村道の総延長÷村道の総延長×100	92.5%	H16	90.0%
道路網の整備に対する村民の満足度	道路の整備による成果を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	37.2%	H17	50.0%

施策 2

公共交通の整備

現状と課題

望まれる生活の足としてのバス路線

現在、村外へのバス交通は都留市へ1便、富士吉田市へ2便の運行となっており、住民の「生活の足」としての活用がなかなか難しい状況にあります。先立って行われた村民アンケートの満足度調査においても、「生活バスの維持・充実」の満足度は23.2%と低く、バス路線についての質問では「車の運転ができない子ども、お年寄りのために、もっと充実させてほしい」との意見が多くありました。こうした現状は、運転免許を持たない高齢者や子ども達などのいわゆる交通弱者にとって生活の質的悪化をもたらしていることを示しており、村民の生活の足としてのバス路線の確保が早急に求められています。

排出ガスの与える影響

自動車に大きく依存する社会では、その自動車の排出するガスによってさまざまな問題が生じています。とりわけ、自然環境を強みとしている道志村においては、こうした排出ガスが環境へ与える影響をまず考えなければなりません。また、自動車の排出ガスが与える影響は自然環境のみならず、人体への影響も懸念されています。一方、バスなどの公共交通はその輸送量に対して排出するガスの量は自動車を大きく下回っており、環境・人体への影響も大きくありません。こうしたことから、自動車に大きく依存する社会から脱却し、公共交通を利用しながら環境への影響を最小限にする取り組みを積極的に行っていくことが求められています。



道志七里を走る「ふれあいバス試験運行」

施策の方向

(1) 効率的な交通手段の整備

村民のニーズをきめ細かく把握し、効果的なバス路線や、住民ボランティア、NPOなどによる交通手段の整備や導入に向けた検討を継続します。

また、バス路線の運行に対する効率的な費用負担の方法や、地域全体で公共交通を支える手法についても検討を進めます。

(2) 公共交通機関の利用促進

バスなどの公共交通機関の長所や環境特性、快適な利用方法などを分かりやすく伝えることにより、これまで公共交通機関を利用しなかった村民の需要を喚起していきます。

[主要事業]

- 民間公共輸送体制の推進
- 公共交通機関体制の充実
- 効果的なバス運行の導入検討

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
生活バスの維持・充実に 対する村民の満足度	公共交通機関の整備によ る成果を示す指標	村民アンケート調査にお いて、肯定的回答をした 人の割合	23.2%	H17	30.0%

施策3

情報ネットワークの整備

現状と課題

高速情報通信網の整備

昨今、情報通信技術の目覚ましい進歩により、インターネットなどを通じて最新の情報を地域的な制限もなく不特定多数に向け発信できると同時に、多くの情報を収集できることが可能となりました。現在、村内ではインターネットは使用できるものの、高速の情報通信網が整備されておらず、大量の情報を得るためには大変時間がかかる状況にあるため、こうした高速情報通信網の整備が求められています。

また、2011年（平成23年）にはテレビの映像や音声が従来のアナログ通信からデジタル通信に切り替えられるため、従来のテレビでは視聴が不可能となります。こうしたテレビの地上デジタル化に向けた取り組みも早急に行っていかなければなりません。

移動通信サービスの充実

現在村内においては、各社の携帯電話などの移動通信サービスがある程度可能になっていますが、一部地域では未だ通信ができない状態となっています。こうした移動通信サービスは、防災や防犯の面でも十分にその効果を発揮するため、安心・安全の村づくりを進めるために非常に大切な施策となります。村としては、移動通信サービスの充実を関係機関に働きかけていく必要があります。



道志中学校パソコン学習

施策の方向

(1) 新たな地域情報化の推進

村民生活の向上と村の活性化を図るため、既存の情報伝達手段の充実を促進するとともに、高度情報化時代に対応した新たな情報ネットワークの形成を目指します。また、テレビの地上デジタル化対策について関係機関と協議し取り組みます。

(2) 移動通信サービスの充実

移動通信サービスの充実など情報化時代にふさわしい情報通信基盤の整備を関係機関に要請していきます。

(3) 高度情報化に対応した人づくりの推進

多くの機会をとらえながら、情報化の重要性に対する村民の意識啓発に努めるとともに、学校教育や生涯学習の場などを通じて、情報関連講座を開催するなど、情報化に対応した人づくりに努めます。

[主要事業]

- 新たな情報ネットワークの形成
- 地上デジタル化対策の推進
- 移動通信網の充実
- 情報化に対応した人づくりの推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
情報関連講座 参加者数	情報技術を利用できる村民の状況を示す指標	情報関連講座（パソコン講座）の参加人数	20人	H18	50人
情報通信の整備に 対する満足度	情報通信の整備に対する満足度の状況を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	31.7%	H17	70.0%

施策4

既存施設の有効活用

現状と課題

廃校問題

少子化の進展に伴い、全国的に廃校の活用が問題となってきています。過去10年間で全国の小中高あわせて3,000校以上が廃校となり、平成16年度は年間556校におよんでいます。廃校については、都心部では安価で継続的に利用が可能な公共的なスペースの需要が大きく、起業化支援のための施設や芸術活動の稽古や発表の場として生まれ変わる例があります。その他の地域では、新たな価値を創造していくこと、それに投資が必要であるとされています。

使用頻度の少ない施設、老朽化の著しい施設

現在、村内には道の駅、道志の湯、室内プール、地域公民館など多くの公共施設がありますが、その中にはほとんど利用されていない施設もあります。また、村内には老朽化が著しく使用するのに不便な施設や、耐震性能が乏しいと思われる施設もあります。利用頻度の低い施設や廃校校舎等については、有効活用を求める声が多く、老朽化の著しい施設については、早急に改善して欲しいという意見が多くあります。

地域に拠点となる施設を

本村は道志七里と呼ばれるように東西に細長く、村の真ん中を走る国道413号沿いに民家が点在しています。そのため、村内においても標高差があるため地域によって気候が違い、また、地域ごとに文化や風習などに特色があります。地域の特色を活かし、地域の活動の拠点となるような施設が求められています。現在、道志村には道の駅、水源の森といった基盤施設がありますが、物販や飲食、ギャラリーを中心とした短時間立ち寄り型の施設であり、体験や宿泊といった長期滞在型の施設は不足しています。こうした施設を整備するとともに、多様なメニューを提供するための人材の育成や横浜市の小中学校など都心部からの要望に応えるための一元的な窓口の設置等、これらの施設ではソフト面の充実も図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 既存施設の再利用

今後10年を考えると村の財政状況はますます厳しくなると予想されます。このような財政状況の中で、新しい施設の建設等は難しいため、村内にある既存施設の使用方法等の見直しを行い、補修や改築・増築など最小の経費で最大の効果が上がるよう有効活用に努めます。



旧久保分校校舎

(2) 施設の利用促進

現在、利用度が少ない施設については、有効利用の推進を図るとともに、利用促進PRや利用方法の改善に努めます。

(3) 施設の統合と利用の多様化

老朽化した地域公民館などは改築や建て直しの要望がありますが、そのまま改築や建て直しを行うのではなく、地域住民との協働作業により、統合や廃止など対象地域や施設規模の見直し等を行い、利用方法についても村民にとって使いやすくなるように検討し、地域住民のコミュニティの場の拠点づくりに努めます。

[主要事業]

- 旧久保分校有効活用の推進
- 地区公民館等の統廃合の検討・推進
- 旧善之木小学校跡地有効活用の推進
- 公共施設の利用促進と有効活用の検討・推進
- 旧唐沢小学校跡地有効活用の推進



善之木地区コミュニティセンター

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
廃校跡地整備数	廃校となった小学校跡地の活用できる施設整備を示す指標	廃校跡地を整備した数	1件	H18	3件
生涯学習等で活用できる場の整備要望度	既存施設等を使って図書館や児童館、公民館やスポーツ施設など活動が出来る場の整備の要望を示す指標	村民アンケート調査において、生涯学習活動ができる場の整備に取り組んでほしいと回答をした人の割合	41.1%	H17	30.0%

政策

ぬくもりある安心なむらづくり

施策 1

高齢者福祉の充実

現状と課題

保健・医療・福祉のネットワークの構築

私たちの村の高齢化率は、平成17年国勢調査によると27.0%となっており、村民の3.7人に一人が高齢者となっています。こうした高齢化社会において、健康を保ち、安心して生活していくためには、保健・医療・福祉各分野の関係者が連携を取りながら、高齢者一人ひとりのニーズに応じた、より質の高い支援を行っていくことが重要です。

このため、保健・医療・福祉のそれぞれの支援スタッフ間の連携による総合的なネットワークの構築が求められています。

高齢者の社会参加

今後、高齢化社会が進行していく中、活力ある地域社会を実現するためには、高齢者が、これまで培ってきた知識、経験、技能を活かして、社会や地域に積極的に参加できるようなシステムづくり、支援の強化が必要です。



道志村福祉センター

施策の方向

(1) 高齢者の支援活動の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きいきと生活できるよう、学習機会の拡充、老人クラブ活動の活性化への支援、高齢者の生活を支援するボランティア活動、あるいは、ボランティア活動を担う高齢者への支援など、様々な生きがい事業を実施していくとともに、高齢者の社会参加を促進していきます。

(2) 広域的な福祉ネットワークの形成

各関係機関との調整を図りながら、介護老人福祉施設等の入所施設の整備や、社会福祉施設などの誘致について検討します。また、高齢者の生活支援を積極的に行っていくとともに、在宅サービス提供基盤や、他市町村との広域的な福祉ネットワークの整備を進めます。

[主要事業]

- 長寿社会の体制の充実
- 社会福祉施設の充実
- 高齢者福祉の充実
- 介護福祉の充実
- 在宅高齢者福祉の充実
- 地域福祉ネットワークの充実

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
介護保険認定者の割合 (65歳以上の高齢者のうち)	高齢者福祉サービスの認定状況を示す指標	介護保険の認定を受けた人の割合	16.0%	H17	15.0%
長寿社会対策・高齢者福祉に対する満足度	長寿社会対策・高齢者福祉に対する満足度の状況を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	50.6%	H17	60.0%

施策 2

子育て環境の充実

現状と課題

少子化の進行

全国的に少子化が進行しており、その流れを変えることは、重要な課題となっています。政府は、2005年度から「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策を推進してきました。

道志村においても、15歳未満の年少人口の動きをみると、その傾向は徐々に現れています。子どもの数が少なくなると、単に人口の減少をもたらすだけでなく、経済、労働や社会保障面などにおいて、将来にわたり深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。若い世代の村外への転出を防ぎ、新たな住民の受け入れ体制を整えるとともに、夫婦、家庭、地域で子育ての喜びを実感できるような環境づくりに取り組む必要があります。



子育て環境の充実

核家族化、共働き家庭の増加により、子どもたちが帰宅後、一人で過ごす時間が多くなっています。

子どもたちが安全で伸び伸びと遊べる場の提供、安全な道路交通環境の整備、犯罪の防止対策が重要な課題となっています。また、子育てと仕事が両立していけるようにするためには、家庭、保育所、学校、地域や職場が連携を深め、互いに理解、配慮することが必要であり、子育て負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり、温かく育て上げていく地域づくりを推進していくことが求められます。



施策の方向

(1) 母子保健の充実・子育て支援

医療施設と連携し、妊娠、出産、子育て期の救急医療ニーズに対応できる体制を構築します。また、子育て相談、地域での育児支援などを行い、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりを推進します。

(2) 保育サービスの充実

子育てと仕事の両立支援のために、低年齢児保育、延長保育などの保育サービスの充実を図るとともに、保育設備の計画的な整備を推進します。

(3) 子育て環境の整備

学童保育の実施、安全な遊び場の確保、児童館の整備、安全な道路交通環境を整えるなど、子どもたちが心身ともに健やかな成長ができるような環境づくりを推進します。また、世代間交流事業の実施や地域ぐるみで子どもを犯罪から守る体制づくりを進めます。

[主要事業]

保育サービスの充実

学童保育調査研究事業の推進（元気いっぱいどうしっこクラブ）

子育て支援・つぼみっこくらぶ事業の推進

子育て環境整備事業の推進

すこやか子育て医療費助成事業の推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
合計特殊出生率	子育て支援法による成果を図る指標	1年間に15歳から49歳までの女性一人あたりが産んだ子どもの数	0.94	H16	1.92
子育て支援に対する満足度	子育て支援の充実度を示す指標	子育て支援に対して満足と回答した保護者の数÷アンケート回答総数×100	42.7%	H17	50.0%

施策3

障害者福祉の充実

現状と課題

障害者福祉の推進

道志村の障害者福祉施策については、村民アンケートでおよそ半数が満足と回答しています。これまでは、行政がサービスを決定する措置制度が主なものでしたが、平成17年に制定された障害者自立支援法では、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指しています。

障害者支援サービスの充実

道志村においても障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援などを計画的に推進するため、障害者個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する必要があります。特に、社会参加への自立を促し、住みよい環境への基盤づくりが求められています。また、教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保した障害者支援が必要とされます。



施策の方向

(1) 障害者の自立と社会参加

ノーマライゼーション²の理念の下に、障害者が家庭、地域において自立した生活を送ることができるようにするため、日常生活における居宅生活支援サービスや一人ひとりの能力、適性に応じた就労支援策の充実を図り社会参加を支援します。

(2) 障害者にやさしい環境づくり

地域で生きる障害者が、安全に安心して生活し、社会参加できるように、公共施設、公共交通機関、歩道などの移動空間のバリアフリーのネットワーク化と安全な交通の確保を推進します。

また、災害時・緊急時に備えた適切な情報提供・避難誘導等の支援体制を整えるとともに地域と一体となった障害者参加による防災訓練を実施します。

(3) 障害者の保健・医療サービスの充実

障害者の健康の保持・増進について、相談指導、訪問指導等の保健サービスを充実します。また、各種医療サービスの充実や保健医療部門と連携した障害の早期発見及び適切な医療、リハビリテーション体制の確立を図ります。

[主要事業]

障害者の社会参加と自立生活の支援	障害の予防と機能回復の推進
障害者にやさしい環境づくりの推進	障害者の保健・医療サービスの充実

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
障害者への相談指導件数、 訪問指導件数	相談指導、訪問指導の取 り組み状況を示す指標	相談指導、訪問指導の年 間開催延べ件数	48件	H17	66件
障害者福祉に対する 満足度	障害者福祉の充実度を示 す指標	障害者福祉に対して満足と 回答した人の数÷アンケー ト回答総数×100	49.6%	H17	60.0%

2. ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

施策 4

地域医療の充実

現状と課題

望まれる医療機関の充実

村内には、医療施設として医師の常駐する村営診療所と歯科診療所が1ヶ所ずつ開設されており、初期的な診察については村内で対応できる体制になっています。高齢化が進む私たちの村においては、医療需要は今後さらに増えることが予想され、居住地を選択するうえでも医療機関の充実度は重要なポイントとなっています。

このため、広域的なネットワーク形成など、地域医療の充実を図る必要があります。

少子・高齢化社会の保健・医療・福祉の体制づくり

少子・高齢化社会の進展は、村の将来を考える上で非常に大きな課題となってきます。この村で生涯にわたり安心して暮らせるよう、また行政としての住民サービスの向上を図るためにも、保健・医療・福祉の緊密な連携を確保して、村民のニーズにきめ細かく応えていくことのできる体制を充実させていく必要があります。



村営診療所



歯科診療所

施策の方向

(1) 総合病院と診療所の連携・ネットワーク形成

多様化、高度化している医療の現状に対し、総合病院と診療所の連携、機能分担の促進に努めるとともに、緊急時の医療体制の充実を図ります。

(2) 医療体制の充実

内科・歯科診療所の一体化も考慮しながら、老朽化した診療所施設・設備と医療機器等の近代化を図ります。また、看護師や医療技術職員の確保など人的体制の充実を図ります。

(3) 健診・相談事業等の充実

住民一人ひとりが、自分にあった健康づくりが進められるよう、健康診断や健康についての相談事業を充実させていきます。

[主要事業]

- 休日・夜間・救急医療体制の充実
- 診療所施設・設備の充実
- 各種予防接種の充実
- 妊産婦乳幼児健康診断の充実
- いきいき健康村どうし健診事業の充実

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
健康診断の受診率 (年間)	心身の健康維持への支援の状況を示す指標	基本健診(総合健診と人間ドック)の受診者数÷基本健診の対象者数×100	45.3%	H18	60.0%
村民一人あたりの医療費 (国民健康保険)	健康づくりへの支援の成果を示す指標	国民健康保険加入者が年度内に使用した一人あたり医療費(10割分)の額	340千円	H17	300千円
地域医療の充実・地域医療の推進に対する満足度	地域医療の充実・地域医療の推進に対する満足度の状況を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	51.1%	H17	60.0%

現状と課題

少子化への対応

本村の合計特殊出生率は継続的に山梨県の値より高い数値で推移してきましたが、平成16年で0.94となり、県の平均を下回る結果となりました。この0.94という数値は、女性が生涯にわたって子どもを0.94人しか産まないということであり、村の存続にもかかわる大きな問題といえます。本村の合計特殊出生率は今後もなお減少する傾向にあると推定され、少子化による子どもへの過保護や過干渉、家庭や地域における子ども同士のかかわりあいの希薄化が一層進むことが懸念されます。こうしたことから、保護者同士や子ども同士がかかわりあい、ともに学んでいく環境づくりが求められています。

地域と学校の連携

近年、社会情勢の大きな変化に伴って、子どもたちの生活状況や教育環境も大きく変化しています。年代の違う子ども同士の遊びや、社会や自然に接し、さまざまな体験をする機会に恵まれず、本来そこで培うべきであった社会性や規範意識を身につけることができないでいる子ども達の増加が懸念されています。これらの問題に対応していくためには、家庭、学校、地域が連携して、子どもたちを育てていく環境を整えることが大切です。

確かな学力の習得

現在学校週5日制により授業日数が減少し、学習内容や教科の指導時間が削減されたことなどにより、学力低下への不安が広く議論されてきました。また、国際的な学力調査や国の調査等では、学ぶ意欲・学習習慣・家庭教育に課題があるとの指摘もあります。

こうした問題に対応するため、積極的な少人数学習指導、基礎・基本習得の時間の設定などによる授業改善やボランティアの活用など、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実が求められています。

施策の方向

(1) 家庭教育との連携

人格形成の基盤となる家庭における教育機能の強化を図るとともに、地域全体が次代を担う人材を育成するという観点から、家庭及び小中学校等の関係機関との連携を強化し、相互のネットワークを形成していきます。

(2) 学校教育の充実

児童生徒の確かな学力を育む学校教育を推進するとともに、地域に開かれ、地域とともに心豊かな人間を育む特色ある学校づくりの実現に努めます。また、快適な学習環境の整備と児童生徒の安全確保の充実も同時に進めていきます。

(3) 国際交流事業の推進

「村づくりは、人づくり」の原点から、国際感覚を身につけるための国際交流事業を推進し、人材の育成に努めます。

[主要事業]

連携した教育環境の推進
 学校教育環境の充実
 特色ある学校づくりの推進
 教職員対策と学校運営の充実
 高等教育支援体制の充実
 通学バス対策の充実
 国際交流事業の推進
 人材育成事業の推進



道志小学校

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
学校教育環境の充実に対する満足度	教育の充実に対する満足度を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	55.3%	H17	65.0%

施策2

誰もが学べる生涯学習

現状と課題

生涯学習活動の充実

生涯学習活動は、生涯にわたって行われる幅広い活動であり、良好な人格や人間形成、ひいてはコミュニティの醸成の中心的な位置を占めるものです。そのため、村民一人ひとりの学習活動を支えるためのプログラムの整備、充実が求められています。

地域活性化に向けた社会参加活動の促進

社会教育施設については、村民の学習活動を支援する機能に加え、今後はさらに、地域の課題解決につながる学習活動の展開、村民の参加と協働による事業の運営など、地域の活性化に向けて、村民の社会参加活動を促進する役割を担っていくことが必要です。

また、村民一人ひとりが学習・文化活動やスポーツ活動で培った知識・経験を、社会貢献活動や地域づくりに結びつける仕組みづくりも求められています。



生涯学習の集い

施策の方向

(1) 村民活動の環境づくり

村民が学び、支え合う社会づくりのために、ハード・ソフトの両面でより生涯学習活動がしやすい環境整備を図っていきます。生涯学習に関する情報提供を充実するとともに、村民活動の拠点施設として社会教育施設や学校施設を有効活用するとともに、充実させていきます。

また、村民が身近なところでスポーツができ、健康で活力ある暮らしができるよう、スポーツ環境の整備も並行して行っていきます。

(2) 学習機会の内容・提供方法の転換

村民の幅広い学習ニーズに対して、村民主導で行うもの、村が直接行うものなど、学習機会の提供方法を工夫していきます。

特に、村が行う講座等は公共性、公益性の高いものを中心とし、自ら学びの場をつくり、地域社会に参画する村民が増えていくことを目指していきます。

[主要事業]

- 生涯学習推進体制の充実
- 生涯学習の啓発・普及
- 生涯学習施設の充実
- 各種講座・教室の充実
- 自主的学習活動の促進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
村が主催する生涯学習講座に参加した村民の数(年間)	生涯学習機会の利用状況を示す指標	村が主催する生涯学習講座への参加者数	1,300人	H17	2,500人
村が所有するスポーツ施設の利用者数(年間)	村民スポーツの利用状況を示す指標	村が所有するスポーツ施設の利用者総数	6,120人	H17	6,500人
生涯学習の推進、芸術・文化の振興に対する満足度	生涯学習の推進、芸術・文化の振興に対する満足度を示す指標	村民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	48.7%	H17	55.0%

施策3

歴史と文化の郷づくり

現状と課題

歴史を感じ、文化を享受できる環境づくり

村内各地域に根付く歴史や文化は、村民共通のアイデンティティとして息づいており、コミュニティの醸成や、生活を豊かにする重要なものの一つといえます。このため、歴史文化の保存・活用を通じて、誰もが日常生活の中で地域の歴史を実感し、文化を享受できる環境を整備していくことが重要です。

地域の誇りと郷土意識の醸成

現在、道志村には有形文化財が7件、無形文化財が2件指定されています。こうした歴史的な文化遺産は現在の私たちだけのものではなく、未永く次の時代に伝えていかなければならないものです。このため、貴重な文化財を発見し、保全し、地域の文化振興や個性あるむらづくりに活かしていくことにより、地域の誇りや郷土意識、保護意識を醸成していくことが必要です。



柳田國男の碑

無形民俗文化財:おきゅうだい



施策の方向

(1) 文化遺産の記録・保存、保護意識の高揚

貴重な歴史的文化遺産を次代に継承できるよう、その記録・保存・活用を図るとともに、文化財がどこにどのような状態で所在しているかの調査を進めます。

また、郷土の歴史などに関する講演、講座などを開催し、村民の文化財保護意識の高揚を図ります。村内に散在する埋蔵文化財については、開発との調整を図りながらその保存を図ります。

(2) 文化遺産の活用

先人たちの残した道志村ならではの貴重な文化遺産の保護・活用を通し、特色あるむらづくりを進めていきます。また、地域の歴史とふれあう機会や場所を創設することにより、地域の誇りと郷土意識の醸成を図ります。

[主要事業]

歴史文化遺産の記録・保存・活用

歴史文化と郷土意識の醸成

保存・展示施設の整備と活用

芸術文化活動の推進

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
伝統芸能の継承者数	地域固有の文化の継承の状況を示す指標	無形民俗文化財に指定された伝統芸能の継承に携わっている者の数	65人	H17	100人

政策

自立と協働のむらづくり

施策1

行政改革の推進

現状と課題

スリムな行政と財政の健全化

地方分権一括法の施行により、国から地方へ権限や事務が移譲され、地域のことは地域で決めるという分権型社会の構築が求められています。しかしながら、人口規模が小さいわが村の財政事情は一層厳しくなるものと予想されます。こうした状況に対応するため、まず何よりも村自身の行政改革を積極的に行い、簡素で効率的であるスリムな行政の確立、経費の削減と財源の確保による財政運営の健全化を図っていく必要があります。その上で必要なものを選択して集中的に投資することにより、地域の課題へ対処していく必要があります。

市町村合併

現在の「市町村の合併の特例等に関する法律」の基本指針によると、合併対象とする市町村は「おおむね人口1万人未満」とされており、県の市町村合併推進構想でも合併が望ましい枠組みが示されています。合併は避けて通れない問題とされていますが、どの自治体と合併することが道志村の将来にとって良い結果をもたらすのかなど、慎重に検討を重ね最良の選択をしていく必要があります。私たちの村は、どの地域と合併するにしても中心地から離れた地域となるため、より一層の地域活性化が図れる計画づくりが必要とされています。



施策の方向

(1) 道志村行政改革大綱・集中改革プランの推進

新しい時代にふさわしい地域社会を築き上げるため、道志村行政改革大綱と集中改革プランに基づき、大胆な行政改革を推進します。

(2) 簡素で効率的な行政の確立

最小の経費で最大の効果をあげるという基本原則のもとで、本村の行政にも地域にも即したスリムな行政を目指します。その目標を達成するため、職員数及び給与の適正化、事務事業及び組織機構の見直し、民間委託、人材育成、電子自治体を推進します。

(3) 健全な財政運営

安定した地域運営のためには、自治体の健全な財政の確立は欠かせません。「歳入を増やし、歳出を減らす」という基本方向を目指します。その目標を達成するため、行政経費の削減、自主財源の確保、受益者負担の適正化、補助金等の見直し、公共投資の重点化と工事コストの縮減、公的施設整備計画の見直しと管理のあり方の検討、公営事業経営の健全化を推進します。

(4) 市町村合併

合併については地域の将来にとって最良の選択となるよう、慎重に検討を重ね、地域が活性化する道標をつくります。

[主要事業]

道志村行政改革大綱・集中改革プランの推進
スリムな行政の確立

住民自治の推進
健全な財政運営の確立

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
職員数	定員管理の適正化を示す指標	村役場の職員数	52人	H17	46人
経常収支比率	村の財政状況を示す指標	経常経費充当一般財源÷ 経常一般財源×100	81.5%	H17	80.4%
村税収納率	自主財源の収納状況を示す指標	村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、入湯税の徴収率	91.9%	H17	93.0%

施策2

協働のむらづくりの推進

現状と課題

地域の担い手の多様化

村民の生活意識の変化・多様化が進み、むらづくりに対するニーズは年々増大・複雑化してきています。公共的な役割は、これまで行政が担ってきましたが、今後とも厳しい財政事情が予想され、行政ができることは今までよりもいっそう限られてきます。村民、企業、NPOがそれぞれの役割を果たし、住んでいる人にとってもよりよい地域をつくっていくことが必要とされています。

開かれた行政

行政から村民に情報を提供する広報活動については、月1回の「広報どうし」の各世帯配布や防災行政無線施設によるお知らせなどが中心ですが、今後はインターネットなど、新たな情報媒体を活用した広報の充実が求められています。また、平成17年度から開催している「いきいきふれあいトーク」は、村民と村長との意見交換の場であり、今後も一層の住民参加型行政の推進に努める必要があります。

男女共同参画社会

本村においても、むらづくりや経済活動など様々な分野で女性の活躍が見られます。女性の活動団体としては、婦人会や産業団体の女性部などがあり、近年は、子育ての会、ヨガの会といった任意のグループ等の活動も目立っています。今後、特に若い女性の活動への参加を促すための環境を整備する必要があります。



施策の方向

(1) 協働のむらづくり

地域福祉を持続可能とする地域自治を推進するため、行政と住民及び住民等の団体が情報を共有する仕組みづくりを進めるとともに、それぞれが地域福祉を主体的に担うための、役割と責任、連携と協力の協働関係を明らかにし、相互理解の下に効率的・効果的な公共的サービスを行う地域協働システムの構築を進めます。

(2) 広報・広聴の強化

村内の各種情報の収集に努め、「広報どうし」の内容を充実します。また、戸別受信機の設置により難聴箇所の解消が図れることから、防災行政無線施設の広報媒体としての有効な活用を図ります。

いきいきふれあいトークなどを中心に村民との対話に重点をおきます。総合計画の達成状況を把握するため、定期的に村民アンケートを実施します。また、懇談会や各種委員会、審議会等への若者や女性などの多様な村民の参画に努めます。

(3) 女性の社会参加の促進

各種団体等の役員や委員会、審議会などへの女性の登用を進めるとともに、在宅高齢者世帯等への福祉対策や保育の充実など、女性の社会参加を促すための環境整備を進めます。また、女性団体・サークル等の相互交流の促進や活動のPRを図り、女性を対象とした研修や学習機会を充実し、リーダーの育成を図るほか、活動施設の確保に努め、女性の主体的な活動を支援していきます。

[主要事業]

村民主体のむらづくりの推進
むらづくりを担う人材の育成
男女共同参画の促進

地域を担う団体の育成
多様な広報・広聴活動の推進
女性団体・サークル等の育成

施策の目標

指標名	指標の説明	指標の算出方法	現況値		目標値 (H22)
行政サービスの担い手	行政サービスの担い手についての意識を示す指標	村民アンケートにおいて、行政サービスを住民や企業、NPO団体などに積極的に広げていくことが望ましいと回答した村民の割合	52.4%	H17	60.0%
いきいきふれあいトーク	積極的な広聴活動を示す指標	いきいきふれあいトークの実施回数	10回	H17	12回

道志村総合計画

附属資料

Attached material

道志村総合計画 審議会委員名簿

会 長	佐藤 長久	関係団体
副会長	池谷 銀重	学識経験者
	佐藤 光男	議会議長
	杉本 正人	総務常任委員長
	出羽 茂雄	経済建設常任委員長
	湯川 六昭	文教厚生常任委員長
	長田 公明	議会運営委員長
	前川 清治	学識経験者
	佐藤 智秀	学識経験者
	山口かおる	学識経験者
	佐藤 守一	学識経験者
	加藤 慶子	関係団体
	山口智恵子	関係団体
	池谷 高明	関係団体
	池谷 勝	一般
	水越 克伸	一般
	佐藤 建蔵	一般
	山口 栄一	一般
	金子 美治	一般
	佐藤美智子	一般

道志村総合計画審議会条例

昭和46年7月25日
条 例 第 9 号

改正 昭和51年3月10日条例第2号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、道志村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、村長の諮問に応じ、道志村総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- | | |
|------------|-----|
| 一 村議会議員 | 5人 |
| 二 一般住民 | 6人 |
| 三 関係団体の役職員 | 10人 |
| 四 学識経験者 | 7人 |

(任期)

第四条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

道志村総合計画 策定経過

年 月 日	事 項
平成17年11月 1日	計画策定委員及び策定企画員の選任
11月 7日	総合計画策定推進説明会(庁内)
11月 7日	地域懇談会「いきいきふれあいトーク」の開催 11月7日～11月28日 10回開催
11月17日	第1回策定委員会及び策定企画員会の開催
平成18年 1月17日	第2回策定委員会の開催
1月24日	道志村総合計画審議会委員委嘱式及び第1回 審議会
3月13日	総合計画村民アンケート調査実施 (18歳以上の村民全員)
5月22日	第2回審議会の開催 第3回策定委員会の開催
6月22日	第4回策定委員会の開催
6月28日	第3回審議会の開催
6月28日	道志村総合計画(案)について審議会に諮問 第5回策定委員会の開催
10月30日	第6回策定委員会、策定企画員会の開催
11月16日	第4回審議会の開催、第7回策定委員会の開催
12月 6日	第5回審議会の開催、第8回策定委員会の開催 道志村総合計画(案)について審議会より答申
12月15日	道志村総合計画基本構想議決

道総発第 96 - 1号
平成18年6月28日

道志村総合計画審議会
会長 佐藤長久 殿

道志村長 大田昌博

道志村総合計画案について（諮問）

21世紀を展望した道志村の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、平成27年度を目途とする道志村総合計画を策定したいので、その基本となる基本構想・基本計画(案)について、道志村審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

平成 18 年 12月6日

道志村長 大田 昌博 殿

道志村総合計画審議会
会 長 佐藤 長久

道志村総合計画案について(答申)

平成 18 年 6月28日付け、道総発第 96 - 1 号をもって諮問のあった道志村総合計画に係る基本構想・基本計画(案)について、道志村審議会条例第 2 条に基づき慎重に審議した結果、「村のめざすべき将来像や施策の方向」など、原案を妥当なものと認めましたので、次の意見を付して基本構想・基本計画(案)のとおり答申します。

記

- 1 . 本計画は、21 世紀を展望した長期的な「むらづくりのガイドライン」としての性格を有するため、住民の理解と協力が得られるよう、広く周知徹底に努められたい。
- 2 . 本計画が計画として終わることのないよう、「道志村行政改革大綱及び集中改革プラン」と「財政運営」に十分配慮しながら実施計画を策定し、効率的・効果的な事業展開を図られたい。
- 3 . 事業の実施効果の分析に努めるとともに、基本計画(案)の展開にあたっては、住民と行政の協働のもとに将来像に向けての村政展開が図られると共に、時代の変化に応じた見直しを行うなど継続性・弾力性のある対応に努められたい。

道志村総合計画 策定構成員（庁内策定推進体制）

策定委員会（8名）

委員長	収入役	水越 栄治
副委員長	教育長	大輪 知樹
委員	総務課長	山口 博康
委員	住民健康課長	山口 洋子
委員	産業振興課長	池谷 豊明
委員	教育委員会課長	長田 豊
委員	まちづくり調整室長	佐藤 充俊
委員	まちづくり調整副室長	佐藤 光男

策定企画委員会（7名）

総務課	諏訪本 栄
住民健康課	出羽 法子
住民健康課	出羽 豊子
産業振興課	山口 光美
産業振興課	山口 則之
教育委員会	佐藤 太清
まちづくり調整室	山口 昇

策定事務局員

山口 博康
池谷 忠
山口 亮
大田満す江
諏訪本 栄
金子 尚章

道志村DATA

[人 口]

1. 人口及び世帯数の推移

年 次	人 口(人)			世帯数 (世帯)	1世帯 あたり 人口(人)
	総 数	男	女		
昭和35年	3,108	1,473	1,635	532	5.8
昭和40年	2,761	1,309	1,452	519	5.3
昭和45年	2,627	1,282	1,345	524	5.0
昭和50年	2,424	1,163	1,261	529	4.6
昭和55年	2,231	1,115	1,116	531	4.2
昭和60年	2,141	1,067	1,074	535	4.0
平成 2年	2,150	1,065	1,085	535	4.0
平成 7年	2,153	1,053	1,100	560	3.8
平成12年	2,087	1,021	1,066	566	3.7
平成17年	2,051	1,001	1,050	595	3.4

(出典：国勢調査)

2. 3区分別人口構成の推移

年 次	区 分	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
昭和55年	総 数	526	23.6	1,413	63.3	292	13.1
	男	277	24.8	711	63.8	127	11.4
	女	249	22.3	702	62.9	165	14.8
昭和60年	総 数	473	22.1	1,345	62.8	323	15.1
	男	242	22.7	693	64.9	132	12.4
	女	231	21.5	652	60.7	191	17.8
平成 2年	総 数	444	20.7	1,320	61.4	386	18.0
	男	215	20.2	690	64.8	160	15.0
	女	229	21.1	630	58.1	226	20.8
平成 7年	総 数	391	18.2	1,298	60.3	464	21.6
	男	185	17.6	669	63.5	199	18.9
	女	206	18.7	629	57.2	265	24.1
平成12年	総 数	331	15.9	1,232	59.0	524	25.1
	男	168	16.5	623	61.0	230	22.5
	女	163	15.3	609	57.1	294	27.6
平成17年	総 数	252	12.3	1,246	60.8	553	27.0
	男	135	13.5	626	62.5	240	24.0
	女	117	11.1	620	59.0	313	29.8

年齢不詳を含まない。(出典：国勢調査)

[産 業]

1. 農業粗生産額、農業人口、経営耕地面積の推移

年 次	農業粗生産額 (百万円)	農業人口 (人)	経営耕地面積 (ha)	耕作放棄地 (ha)	耕地全体 (ha)	耕作放棄地率 (%)
昭和55年	238	1,937	143	17	160	10.6
昭和60年	401	1,687	118	28	146	19.2
平成 2年	370	1,569	84	37	121	30.6
平成 7年	134	1,416	79	28	107	26.2
平成12年	160	1,062	57	28	85	32.9

(出典：農業センサス)

2. 工業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

年 次	事業所数 (個所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	付加価値額 (百万円)
平成 8年	17	176	2,096	1,159
平成10年	17	157	1,982	1,098
平成12年	19	187	2,084	1,362
平成14年	17	168	1,951	1,250
平成16年	16	161	1,984	983

(出典：工業統計調査)

3. 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

年 次	事業所数 (個所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
昭和63年	28	53	544
平成 3年	24	46	532
平成 6年	28	55	739
平成 9年	27	50	712
平成11年	27	54	700
平成14年	26	77	912
平成16年	23	66	863

(出典：商業統計調査)

道志村総合計画 2006～2015

発行日 平成18年12月

発行者 道志村役場

山梨県南都留郡道志村6181-1

編集 道志村役場総務課

表紙のイラストは、道志村出身の漫画家 菅谷武司さんの作品です。

